

327  
1  
697

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



14.8.7

329-697<sub>h</sub>



倫理學要義

大正  
5. 4. 4  
丙交

## 序

余不肖と雖も教育及び倫理の學を攻め、一方には教壇に立ちて之を講じ、且つ之によりて生徒を訓育しつゝ、又他方には教育論壇に立ちて之を論じ、又書に筆して世に發表すること茲に數十年、近來更に倫理書の著述に志し、其の材料の蒐集と、其の論旨の推敲とに努めつゝある者なり。

適、本年は余に取り、記念すべき數事のあるが中に、二〇月乃至四月の間に於いては、余が開發社に入りて二十年になれる事、父

の二十年祭に當たれる事、開發社創立「教育時論」創刊の満三十年に當たれる事及び畏き事なれども、余が初めて今上天皇陛下御幼時の御教育に奉仕してより、三十年になれる事等あり。月日の順序を以て數ふれば、余が開發社に入りしは二月（明治二十九年）四日にして、父の逝去せられしは二月（同年）十六日なり。又余が今上天皇陛下御幼時の御教育に就任せしは四月（明治十九年）十二日にして、開發社の創立「教育時論」の創刊は四月（明治十八年）十五日なり。

如上本年の春に於いて、余が記念すべき數事のあるを以て、方

さに拮据しつゝある倫理學書著述の草稿中より、遽かに其の要を摘撮して本書を成し、之を先輩尊知の諸士及び江湖の大方に呈することとせり。

本書論述する所は、余の知りて而して信じ、信じて而して實行及び實現に努めつゝあるものにして、蓋し平凡淺薄の謗は免れざるべし。但其の彙倫に關し、自我及び人格に關し、又其の實現に關し、且つ此の實現と我が國是とに關する所説の如きは、余の最も力めたる所なりと雖も、是れはた自らに於いても尙ほ慊らずとする所あり、況んや大方に於いてをや。冀くは

大方の君子、余の微衷を諒察して、示教を吝み給ふことなく、余をして其の説を將來に大成せしめ給はんことを。一言を卷頭に書して以て序とす。

大正四年二月十六日

東京開發社に於いて

湯本武比古識

# 新編 倫理學要義

## 目次

第一章 倫理學……………	一頁
第一節 倫理といふ意義……………	一
葬倫の理法……………	
第二節 葬倫とは何か……………	二
風習——葬倫と本能——葬倫と民族生活——葬倫の乳——葬倫は個人を決定す……………	
第三節 葬倫誌……………	七
第四節 倫理學……………	八
至善は人生の目的なり——至善の進歩——理想は常に將來に在り——倫理學の研究要綱——道德學……………	
第二章 道德的意識(良心)……………	三

第五節 道德意識とは何か……………二二

    本然説——經驗説——遺傳説——道德的意識の定義

第六節 道德的意識の三作用……………二七

    知的作用——良心は直覺的作用にあらず——情的作用——意  
    的作用

第七節 道德的意識の威嚴……………二〇

第三章 行爲及び品性……………二四

第八節 行爲とは何か……………二四

    作用——動作

第九節 無意識動作……………二七

    衝動的又は本能的動作——反射的動作——自發的動作

第十節 有意識動作……………二九

第十一節 有意動作即ち行爲……………三〇

    消極的動作——積極的動作——行爲の定義

第十二節 意志とは何か……………三四

    心理的衝動——欲望——欲望の種類——考慮——選擇——決定——  
    意志の定義——意志の自由

第十三節 動機とは何か……………四一

    感情の二様——動機論——結果論——善の全きもの

第十四節 品性とは何か……………四五

    善品性——惡品性——善人——惡人——品性の成立——意志の記  
    憶

第十五節 道德的品性……………四九

    主義——道德的品性の定義——品性陶冶

第四章 道德上の責任……………五一

第十六節 道德上の責任の歸著……………五一

    品性と意志との關係——定道説——非定道説

第十七節 意志と自我との關係……………五九

第五章 自我及び人格

第十八節 自我とは何か……………六二

主我—客我—自我—大我—小我—客我の三要素—主我  
は活動の主體なり—主我の要素—諸性能の潜在—恆久  
—自由

第十九節 人格とは何か……………六六

理性—人格の平等—人格の差別—人格の要件—自覺—  
自己同一の自覺—自己も人なりとの自覺—活動の目的  
の自覺—活動の自由—活動の統一—自由と心身の健全  
—法律上の人格

第六章 道德的理想

第二十節 行爲の目的……………七九

第二十一節 善惡とは何か……………八二

倫理的善—心理的善—倫理的善と心理的善との關係—  
思想の自由と道德の進歩—善惡の定義

第二十二節 正邪とは何か……………九〇

第二十三節 道德的最高理想即ち至善……………九四

第二十四節 快樂說……………九五

快樂說の種類—快樂說の危險

第二十五節 克己說……………一〇一

克己說の種類—純粹理性及び實踐理性—克己說の安全  
—欲と理性との關係

第二十六節 自己實現說……………一〇五

自己の特性—自己の實現は社會の實現—現在的及理想  
的自己

第二十七節 内心の自由……………一一〇

五箇の理念—模範又は最高概念—内心自由の貴重—誠  
意と自欺—誠意は善惡判斷の最終標準なり

第二十八節 人格の實現……………一二六

至善は人格の實現といふべし—自我と社會と人格との



關係——人格の差別と平等——自己同一の自覺の發揮——兒童に於ける自己同一の自覺——教育修養足らざるもの、自己同一の自覺——自己同一の自覺と言行に對する責任——自己も人なりとの自覺の發揮——人たる觀念の種類——兒童及び教育修養なきもの、人たる自覺——人格崇高なる人を以て人としたる自覺——活動の目的に就きての自覺の發揮——活動其のものに直接の目的を置く——打算的道德即ち偽道德——活動の自由の發揮——自由と眞善美——自由と進歩

第二十九節 人格實現と諸學說……………三四

第三十節 人格實現と道德的品性……………三七

人格は道德評價の結局對象なり——人格と品性との關係

第三十一節 人格實現と彝倫……………三八

彝倫と人格との關係

第三十二節 人格實現と我が國是……………四〇

明治の鴻業は人格の力に依る——明治天皇の御盛徳——明

治天皇の御人格

第三十三節 人格實現と我が國憲國法……………五〇

第三十四節 人格實現と職業……………五三

各人各異の人格實現——成功と人格實現——職業選擇の誤謬——成功の誤解——富貴は成功の副産物なり

第七章 本務及び徳……………五九

第三十五節 本務とは何か……………五九

道德的拘束——本務と權利——本務は最良最善を盡すに在り

第三十六節 本務の數及び種類……………六三

本務の數——本務の衝突——本務の輕重——本務の四種類——個人的本務——家族的本務——社會的本務——國家的本務

第三十七節 教育勅語と本務……………六九

忠孝爲本——忠孝一致——軍人勅諭——戊申詔書——本務の進展

第三十八節 本務と至善……………一七三  
理想の相違は善惡の相異にあらず

第三十九節 徳とは何か……………一七六

第四十節 徳の種類……………一七七  
智仁勇—誠意

第四十一節 道徳……………一七八  
道

目次終

新編 倫理學要義

湯本武比古 著

第一章 倫理學

倫理の意義

第一節 倫理といふ意義。倫理といふ語は、古く禮記の樂記に出で、樂は倫理を通ずるものなりとあれど、其の註には、倫理は事物の倫類、各其の理あるなりとあれば、今日使用する此の語の意義とは、元來の語義自ら異なれり。今日使用する倫理といふ語は、彝・倫・の・理・法・といふ意義のものなり。然らば則ち、

彝倫の理法

か  
彝倫とは何

風習

第二節 彝倫とは何か。彝倫といふ語も、亦古く書經の洪範に出で、我れ其の彝倫の叙づる所を知らずとありて、註には、彝は常なり倫は理なり」とあり、即ち常理の義にして、人の常に乗り行ふべき道の謂ひなり、換言すれば社會一般に行はるゝ風俗習慣、即ち風習のことなり。

希臘語のエトス Ethos、羅句語のモレス Mores、獨逸語のジツテ Site、皆之を彝倫又は風習と譯す。抑、彝倫は人類社會の間に於いて、自然に形成せられたる習慣に外ならず。是の故にキルヒネルは之を説明して、彝倫は社會に於いて、習慣となりたる生活の方法なり。一民族

彝倫と本能

の彝倫は、其の自然の境遇、其の歴史及び其の心的特質に關係するものなり」といへり。隨ひて彝倫は國の異なるに從ひて異なり、民族の異なるに依りて異なり、郷に入りては郷に隨ひ、俗に入りては俗に隨ふ」といふは、此の異同を辨ふべきことを教へたる諺なり。又西洋の諺にも、「一國一彝倫」といひて、國を異にすれば、彝倫も亦異なることを教ふ。

彝倫は民族的生活上、極めて必要なり、ヴントは「社會の彝倫と動物の本能とは、共に各個體の習慣に出でたるものにて、其の生活上、極めて必要なる所以を説き、パウエルゼンは「身體的生活は、衛生學によるにあらず、本能又

は盲目的習慣によりて支配せらるゝ如く、社會的生活は、道德哲學によるにあらず、彝倫によりて支配せらる。社會の彝倫は、動物の本能に比すべき生活機能なり」といひ、又、彝倫的規則は、一の自然法なること、恰も衛生的規則の自然法なるが如し」ともいへり。蓋し動物にして若しも其の本能を失はゞ、個體及び種族の滅息たるべく、民族にして其の彝倫を失はゞ、民族的生命の終焉たるべし。又人にして若し衛生規則を犯すあらば、必ず其の身體的生活を害すべく、彝倫的規則を犯すことあらば、必ず社會的生活を危くすべきものなり。之を要するに、彝倫は生活の形式として、生活の規則と

彝倫と民族生活

彝倫の乳

して、又生活の制裁的習慣として、社會の成員を支配し、其の價值に關する理由を與ふることなく、絶對的命令の形を以て、社會の成員を支配するものなり。社會の成員は、其の社會の彝倫を離れて、存在することを得ず、希臘の諺に、人は彝倫の乳を呑みて育つ」とあり、實に彝倫を離れて、社會的生物、即ち人類を考ふること能はずといふべし。

人類學上より見れば、凡そ人類の生みたる子孫は、或は不具なるも、或は畸形なるも、又或は精神状態に異常あるも、等しく皆人たらざるはなし。然るに倫理道德の側より見る時は、如何に身體諸機關の具足するものと

雖も、一定の發達を遂げたる精神を有せざる時は、以て人とすることを得ず。而して此の發達は、所謂彝倫の乳を呑みて、始めて遂げらるゝものたるなり。社會と個人とは、有機的關係を有し、個人を外にして社會なく、社會の外なる個人なし、社會は個人によりて組織せられ、個人は社會によりて決定せらる。而して社會が個人を決定する、主要權力は、即ち其の彝倫なり。社會を改新する偉人豪傑も、萬世の師表と仰がるゝ大聖人も、亦皆彝倫の乳を呑みて育ち、社會によりて決定せられたるものにして、社會の産物にあらざるはなし、但彼等は出藍の資を以て、彝倫を叙で、又は之を改新せる者た

彝倫は個人を決定す

るのみ。されば人は社會の法律、習慣、契約より、全く獨立せる自由存在なりといふルソーの見解は、謬妄の甚だしきものといはざるを得ず。

彝倫誌

**第三節 彝倫誌。** 各民族、各時代に於ける彝倫を調査研究したるもの、之を彝倫誌といふ、即ち道德の自然法を、調査研究するものにして、亦一種の科學たり、説明の學たること、他の自然科學と異なることなし。凡そ倫理學を講ぜんと欲せば、必ず先づ彝倫誌を研究せざるべからず。蓋し觀察は總べての科學に於いて、其の至要資料を得るの道にして、觀察を缺ける研究は、架空的冥想思索たるものなり。彝倫誌は倫理學に、觀察的

資料を供し、之をして架空的冥想に陥るの弊を避けしむ。されば我が國の彝倫を講じ、之に基きて説を立つるにあらざれば、其の倫理學説たる如何に高上なるにもせよ、以て我が國民に規範を與ふべき、所謂實地的科學たること能はざる、架空的冥想といふべきなり。

## 倫理學

第四節 倫理學。倫理學は彝倫の理法を攻究するの學なり、即ち彝倫の理學なり。物ありて而して後に、其の理學なる物理学あり、生體ありて而して後に、其の理學なる生理學あり、心意ありて而して後に、其の理學なる心理學あり、論辯ありて而して後に、其の理學なる論理學あると同じく、彝倫ありて而して後に、倫理學あ

至善は人生の  
目的なり

ること、今更辯ずるを要せず。英語のエシックス Ethics 獨逸語のエーチック Ethik 又はジッテンレーレ Sittenehre 等、亦皆彝倫の理學の義に外ならず。倫理學は廣く彝倫を研究し、其の諸規則より歸納して、普遍なる最高概念を得、之によりて又此等諸規則を演繹的に説明す。此の最高概念を至善といふ、即ち道德の最高理想にして、正邪善惡を判断する最高標準なり、人生の最終目的なり。彝倫的諸規則を實踐するは、此の理想を實現し、以て人生の目的を達せんとするに在るなり。

文明の進歩、社會の發達と共に、彝倫道德も亦進歩發達

## 至善の進歩

理想は常に將來に在り

し。隨ひて道德の最高理想即ち至善とするものも亦進歩發達すべきは當然なり。倫理學は其の時、其の處に處して、以て至善を論定し、之によりて彙倫を批正し、道德の進歩を促すべきものなり。理想は常に將來に在り、過去の世を律したる彙倫に擒囚せられ、數千年の昔に於ける、聖賢の道德理想を株守して、以て現在の世を律すべきものにあらず、倫理學は實際生活に要する規範を示す規範學なり、倫理學は實地に行はるべき彙倫規則を示す所の實地的科學なり。

倫理學の研究要綱

之を要するに倫理學は、一切の道德的現象を研究する學なり、詳しく言へば、道德的意識即ち良心、行爲、品性、道

道德學

德的理想及び本務等を研究する學なりと謂ふを得べし。倫理學の研究すべきもの上述の如し、是を以て本書は此等の順序を逐ひて、以て之を研究せんと欲す。因に茲に一言すべきことあり、倫理學と道德學との關係これなり。由來倫理學といひ、道德學といひ、又道德哲學といふは、共に洋語のエシックス又はモーラルサイエンス、或はモーラルフィロソフィー、或はジッテンレーレ等の譯語にして、其の間に區別なかりしものなり。然るに今日に於いては、道德の學理を研究する學には、エシックス又はエーチックの語を用ひて、復たモーラルサイエンス、或はジッテンレーレ等の語を用ひざ

ること、西洋の學者一般の風となり、我が國に於いても、  
 道德の理論學には、倫理學の語を用ひて道德學の語を  
 用ひず、嘗ては道德學又は修身學といひし、實踐道德に  
 關する學をも、今は實踐倫理學と稱するに至れり。

## 第二章 道德的意識(良心)

道德的意識  
とは何か

第五節 道德的意識とは何か。社會の各個人は、所  
 謂彘倫の乳を呑みて育ち、經驗と教育とによりて、自他  
 の言動の如何なるものが善として稱讚せられ、又惡と

して非難せらるゝかを感じし、斯くて道德的意識を啓  
 發するものなり。故に此の意識は、畢竟社會精神によ  
 りて、決定せらるゝものといふべし。古人は此の意識  
 即ち良心を以て、或は天賦となし、或は神賦となし、然ら  
 ざるも人類固有の特殊能力とせり。中庸に「天の命、之  
 を性と謂ひ、性に率ふ、之を道と謂ひ、道を修むる、之を教  
 と謂ふ」とあり、其の性とは即ち良心にして、之を天命即  
 ち天賦に出づるものとせり。宗教家は之を以て神賦  
 となし、或は良心其のものを以て神となし、良心の命令  
 又は禁止を指して「神の聲」ともいへり。シセロも「良心  
 とは上帝が、人の内心に入りて、之を管理するものこれ



本然説

經驗説

遺傳説

なり」といへり。カントは「良心は人身固有の者にして、外より附加したるものにあらず」とせり。此等諸説を總稱して本然説といふ。本然説に反し、例へばスチーヴンが「道德的知覺(即ち良心)は、社會の交際によりて成るものなり」といへる如く、一代の經驗教育によりて、發生すとなす經驗説あり。一代經驗説に對して、又累代經驗説あり、即ち良心は原人以來、經驗したるもの、聚積なりとする遺傳説これなり。

要するに人類は、經驗と教育とによりて發達すべき、道德的意識の種子を固有するものといふを妥當なりとす。一代にては勿論、縱令累代に涉りて、經驗教育すと

も、發達すべき種子なくして、道德的意識の發達すべき理なし。又經驗と教育とを俟たず、生れながらにして完全なる良心を有すべきものにあらず。本然論者の或る者は、良心を以て一定不變の不可測的、神祕的能力となし、人の分解又は説明を許さざるものとすと雖も、今日に於いては、良心は分解又は説明せられ、決して神祕的のものにあらず、又一定不變のものにあらずとせらる。古人は良心を以て、或は純知となし、純情となし、又は純意となせり。然れども良心は知情意の三作用を備ふること、一般意識と異なるなし。加之良心は、又一般意識と共に發達するものにして、決して一定不變

道德的意識の  
定義

のものにあらず。是を以て發達の程度に高低あり、其の高低に隨ひて、正邪善惡の判斷も、亦當否一ならず。社會の文野に隨ひ、又同一社會に於いても、時代の異なるに隨ひ、同一社會の同一時代に於いても、年齢の少長に隨ひ、教育修養の異なるに隨ひ、各人各異に發達せる良心を有す。されば良心は一定不變のものにあらず、又説明を許さざるが如き、神祕的のものにもあざざるなり。要するに道德的意識即ち良心は、彝倫の乳を呑みて育ち、經驗教育によりて發達するものなり。是の故に道德的意識とは、一般意識の一部面にして、道德的現象と稱する、自他の行爲及び品性を對象として發動

道德的意識  
の三作用

知的作用

する、心的作用と謂ふべきものなり。

第六節 道德的意識の三作用。良心は一般意識の

一部面に過ぎず、隨ひて其の作用にも、知的、情的及び意的の三作用あること上述の如し。良心の知的作用とは、人は如何なる言動を爲し、又如何なる言動を爲すべからざるかを辨別し、又如何なる言動が善にして、如何なる言動が悪なるかを判斷する心的作用なり。然れども其の辨別といひ又判斷といひ、概ね理由條件等を考察して、後に之を爲すにあらず、直覺的に之を爲すこと殆ど常なり。是れ古來此の作用が、一種特別の能力なりとせられたる所以なり。然れども良心は、決して

良心は直覺的  
作用にあらず

直覺作用にあらず。但日常普通の行爲につきては、習慣の結果、直覺作用なるが如くに、辨別、判断するのみにて、少しく異常又は複雑なる場合に於いては、決して然ることを得ず。斯かる場合に於いては、自ら深思熟考し、或は老成人に就きて、其の教へを請ふことあり。是に由りて之を觀るも、良心は最初より完全なるものにもあらず、又直覺作用にもあらず、經驗と教育とによりて、漸次に發達するものにて、其の發達の程度には、極めて多くの階級あることを知るべし。

良心の情的作用に二様あり、實行に先ちては、命令禁止の形となりて意識に表はれ、實行の後に於いては、満足

情的作用

意的作用

悔恨の形となりて表はる。良心の命令及び禁止は、絶對的威權を以て、意識に表はるゝが故に、之を「神の聲」とも稱し、又「無上命令」とも稱するなり。斯かる命令禁止によりて、良心は吾人を拘束す。命令及び禁止に従ひて實行する時は、此の拘束の感を脱して、満足の感を覺ゆ。命令禁止に反して實行する時は、悔恨の感を覺ゆ。満足は良心の稱讚によりて起これる快樂の感なり、悔恨は良心の非難によりて起これる苦痛の感なり。良心の意的作用とは、其の命令禁止に従ひて、善に就き惡を去らんとする決意なり、努力なり。

一般意識に於いても、知情意の三作用は、分離孤立して

働くものにあらざると同じく、良心に於いても亦然り。其の知的、情的、意的作用は、互に相依りて働くものにて、學理上にこそ分離して之れを論ずれば、實際に於いては、分離して働くものにあらざり、辨別、判断は主として知的良心の作用なれども、情的、意的作用は之に關與せずといふべからず、又情的、意的作用も、各、其の主とする所あれども、他の作用は之に關與せずといふことを得ず。

**第七節 道德的意識の威嚴** 良心は理由條件を示すことなく、殆ど直覺的に吾人に命令し、絶對的服従を要求するものなるを以て、或は「無上命令」ともいひ、或は「神の聲」ともいふこと上述の如し。而してこれ實に良

道德的意識  
の威嚴

心の威嚴と稱するものにして、其の最も大切なる性質といふべし。然るに良心は、一般意識の一部面に過ぎずして、之と共に發達し、發達程度の異なるに隨ひ、辨別判断も亦異なりとせば、良心の威嚴を損じ、或は其の命令の輕んぜられ、爲めに人をして道德的行爲を等閑視せしむるの虞なしといふべからず。然るに良心を以て、或は天賦なり、神賦なり、否、神其のものなりとする本然説に従ふときは、此の威嚴も亦よく保たれて、彼の命令を遵奉し、道德的行爲をなさしむるに、最も便利なるに似たり。

然れども此の見解たる、幼兒又は愚夫愚婦に對して、道

徳を勸奨するには便利なるべきも、人格の觀念發達し、  
 道徳上の責任を重んずる者に對しては、却りて道徳其  
 のものゝ價値を疑はしむるものといふべし。即ち良  
 心は我が内心に入りて、我れを管理する神なりといふ  
 説の如きは、愚夫愚婦をして、良心を尊重せしめ、其の威  
 嚴を保たしむるには、極めて便利なる説なりと雖も、一  
 歩を進めて考ふるときは、主人たり家主たる我れが何  
 故客たり寄寓者たる外來のものに、絶對的服従をなさ  
 ざるべからざるか。我れは我が寄寓者に、絶對的、否、盲  
 目的服従をなす奴隸なり、其の命令によりて言動せり、  
 故に其の言動に對して、我れは責任を負ふ限りにあら

ずといふものあらば如何ん。之には反して、縱令良心  
 は天賦にあらず、神賦にあらず、況んや神其のものにあ  
 らずして、吾人の一般意識の一部面に過ぎず、隨ひて之  
 と共に發達し、發達程度の低きものは、善惡正邪の判斷  
 にも、亦誤謬なきを得ずとするも、其の威嚴は、之が爲め  
 に瀆さるべきにあらず。何となれば良心には、發達の  
 程度に種々ありと雖も、然も常に現在の我れよりは、數  
 等完全なる理想的の我れなるを以て、現在の我れは、其  
 の威嚴を瀆さず、之を尊重して、其の命令に従ひ、以て完  
 全の域に進まんことを欲せざるべからざればなり。  
 良心の威嚴を瀆すは、我れ自らを侮るものなり、其の命

令を奉ぜざるは、我れ自らの命令を奉ぜざるものなり、之を自棄といひ、又自暴といふ。良心の命令にして、若しも誤れるものならば、これ我れの経験教育の尙ほ足らざるの致す所にして、其の責め固より我れにあり、我れは経験教育修養に努め、以て理想的の我れなる良心を發達せしめざるべからず。

### 第三章 行爲及び品性

行爲とは何か

第八節 行爲とは何か。行爲は道德問題の由來す

動作

作用

る所なれば、先づ其の如何なるものなるかを明かにすること、倫理學上極めて必要なり。抑、行爲とは、人間の格段なる働きを言ひ、表はす語なり。作用及び動作等の語も、働きを言ひ、表はす語なれども、作用といふ語は、例へば引力の作用、風雨の作用、電力、磁力の作用といふが如く、自然力の働きを言ひ、表はす場合に用ひられ、動作といふ語は、一般に動物の働きを言ひ、表はす場合に用ひらる、人間の働きも、亦固より動作なり、而して行爲は動作の格段なるものを言ひ、表はすに過ぎざるのみ。作用又は動作といふ語を以て言ひ、表はさるゝ働きは、道德上の問題とならず、例へば引力の作用、風雨の作用、

電力、磁力の作用等は、或は人生に大なる益をなし、又は之に大なる害をなすとも、道德上之を善とも悪とも評價することなし。動物の動作も亦然り。即ち牛馬の動作が人生を利し、害蟲病菌の動作が之を害すとも、道德上、其の動作を善とも、又は悪とも評價することなし。人間の動作に就きても、其の只の動作、即ち無意的動作は、道德上の問題とならず、此の問題となるものは、獨り有意的動作、即ち行爲のみなり。抑、人間の動作を區別すれば、先づ無意識的と有意識的とに區別し、有意識的動作を、更に無意的及び有意的に區別することを得。今行爲を説明するに當たり、先づ無意識的動作より、順

## 無意識的動作

を逐ひて説明すべし。

**第九節 無意識的動作。** 無意識的動作とは、猶ほ無心的動作といふが如し、即ち其の動作に就きて、動作者自らが明瞭に之を知ることなき動作の謂ひなり。凡そ吾人の動作中には、無意識的なるもの少からず。而して此の無意識的動作の中には、初めは或る目的又は企圖を以てなされたるも、後には機械的又は習慣的になりて、吾人の意識に上らざるもあり、或は全く反射的なるもあり。此等の無意識的動作を類別せば、衝動的又は本能的なるもの、反射的なるもの、及び自發的なるものとなすを得ん。(1)衝動的又は本能的動作とは何

## 衝動的又は本能的動作

反射的動作

か。衝動的動作とは、思慮分別なく、感覺感情若しくは觀念に尋いで、直ちに起こり來たる動作にして、換言すれば目的意識より發せざる動作これなり、例へば孩兒の水に陥りたるを見て、一瞬の猶豫もなく、直ちに水に飛び入らんとするが如き、或は忿怒の餘り、拳骨を振り揚げて、對手を打たんとするが如きものこれなり。本能的動作とは、衝動的動作の、個體及び種屬の存續に關係するものをいふ、例へば嬰兒が乳房を吸ひ、雛の卵殼を出でて、直ちに餌を啄む等の動作は即ちこれなり。

(2) 反射的動作とは、外來の刺戟に對して起こる所の動作なり、例へば瞳孔が、光線の強弱に依りて、或は擴がり

自發的動作

或は窄まるが如き、又は氣管に或る刺戟を與ふれば、咳嗽を發するが如き、又は睡眠中のものが、蚊に刺さるれば、其の局所を搔き、足の裏を擦すらるれば、足を引くが如き類これなり。

(3) 自發的動作とは、體内に充ち満ちたる活力の發露によりて、自然に起こる所の動作なり、例へば胎兒が母の胎内にありて動くが如きは、この適例といふべきなり。

有意識的動作

**第十節 有意識的動作** 前述中に在るもの、外吾人の覺醒中に於ける動作は、必ず有意識的、即ち有心的のものなり。然れども有意識的動作、必ずしも有意的、即ち有意志的動作にあらず。或る動作の如きは、之を



爲さざらんと欲しつゝ、之を爲さざるを得ず、之を止めんと欲して、然も止むること能はざるものなり、例へば汽車又は電車中に佇立する者が、車體の遽かに發動し、又は急に停止せるため、た跟た躓たき行きて他人の足を踏むが如き類これなり。斯かる場合に於いては、自ら他人の足を踏むことを、十分意識しつゝ、あれども、然も之を意志するにあらず、却りて踏まざらんと欲するも、能はずして遂に之を踏むものなり。

有意的動作  
即ち行爲

第十一節 有意的動作即ち行爲。行爲とは意志の發動より生ずる動作なり。動作といふと雖も、時に或は之をして、外部に表はれしめざるもの、即ち消極的の

消極的動作

ものあるなり。例へば喜怒面に表はさずといふが如きは、喜びの面貌となり、怒りの面貌となりて、當然表はるべき容貌上の動作を、意志の力によりて抑制したるものなり。又常情よりすれば、當然なすべき動作をなさずして、袖手傍觀するが如きも然り、例へば水に溺れんとする者の側に介する者が、一舉手一投足の勞を以て、容易に之を救ふべき状態に在りながら、之を救ふことをなさざるが如きこれなり。

積極的動作

若し夫れ意志の發動が、外部に表はれたる動作即ち積極的動作となり、一定の目的を追求する所の行爲に至りては、普く人の知る所にして、茲に詳説するを要せず、

## 行爲の定義

茲には單に行爲の定義を記せんのみ、曰はく行爲とは、二以上の欲望中に就き、自己の意志を以て選擇を行ひ、其の一を執りて決行する所の人間の動作なりと。吾人日々の常行に於いては、同一の瞬間に、二以上の欲望起りて、互に競争し、意志の選擇を煩はすが如きこと無きに似たりと雖も、又仔細に考察するときは、有意的動作にして、選擇を要せざるが如きは極めて稀なりとす。例へば晚餐を喫するに於いても、喫すべしや否やといふが如きは稀なれども、之を喫するに際して、或は一碗半にして終るべしや、將又二碗を喫すべしや、或は副食物の何を食し、何を食せざるべきか等、一々其の

意を致さざることなし、これ即ち選擇なり。又日々の職業に於いても然り、全く意志を用ひずして、器械的に就業するが如きことなく、一舉手一投足にも、必ず其の意を致すべし。又一日の事全く終はりて、寢に就くに當たりても、例へば直ちに就寢すべきか、又は尙ほ暫く後にすべきか等、必ず多少の選擇を行ひて後寢に就くものなり。幼兒が菓子を見て、直ちに手を伸べ之を取るが如きは、選擇を用ひずして爲す動作にして、菓子を得たしといふ、唯一欲望に出でたるものなり、斯かる例は成人には極めて稀なり。成人にして之に類する動作を爲したる時は、之を解するに、「一時の出來心」といふ

辭を以てす。斯かる場合に於いては、一欲望の力強大にして、他の欲望を壓迫し、爲めに選擇を爲すの暇なきものなり。

叙上の如く、行爲には必ず意志あるものなるが故に、道徳上の問題は、單に外部の動作にのみ關するものにあらず、寧ろ主として意志其のものに關するものといはざるを得じ。然らば則ち、

意志とは何か

**第十二節** 意志とは何か。之を論ずるに當たりて、

先づ欲望の何なるかを説明せざるべからず。衝動は生きんと欲する力なること、既に之を説けり。衝動は元來生理的のものなり、此の生理的作用の結果が、漠然

心理的衝動

欲望

たる感覺的感情となりて、心理的方面に現はれたるを、**心理的衝動**といふなり。ヴントが「衝動とは心意の情的状態なり、此の状態は、現在ある所の快樂を増し、苦痛を減せんことを目的とする、身體の動作となりて表はれんとする、傾向を有するものなり」といへるものこれなり。嬰兒が飢ゑて泣き、又は唇邊に在る何物にても舐るは、飢の苦痛を避けんとする衝動的動作なり。斯かる折々母が乳房を哺ませて、之に満足を與ふる時は、嬰兒は遂に此の満足を與ふる目的物なる乳の觀念を、意識するに至るべし。嬰兒が既に乳の觀念を有し、之を得んと欲するに至れば、其の心状態を稱して**欲望**と

## 欲望の種類

いふなり。

欲望の種類極めて多く、個體の保存に關するもの、種族の保存に關するものを以て、最も本原的のものとなし、各種、各階級の派生的欲望あり、一々數ふべからずと雖も、其の主なるものを舉ぐれば、飲食、衣服、住居の欲、兩性の欲、運動、休息、睡眠の欲を始めとして、知識の欲、財産の欲、名譽の欲、權勢の欲等これなり。

未開の社會に於いては、欲望の目的物、其の數甚だ少しと雖も、文明の進むに従ひて、次第に増加す、一例を我が國の飲料品に取らん、明治維新前迄は、清酒、濁酒、燒酎、味醂、茶等なりしが、其の後各種の葡萄酒、麥酒、牛乳、紅茶、

コーヒー等を増し、更にサイダ、シトロン等の類、年と共に其の種類を増加するが如く、諸般の必需品に於いても、贅澤品、觀賞品等に於いても、年々其の種類を増加すること甚だ大なり。而して獨り此等物質界のものに止まらず、精神界に屬する欲望の目的物も、亦次第に其の種類を増加し、其の數を増加す。

欲望の種類は極めて多く、而して其の強度も、亦人によりて甚だ種々なり。例へば財産を欲するよりは、知識を得んと欲する欲望の強き人あり、又知識の如きは之を輕んじ、財産を得るを以て、唯一の目的とするものあるが如きこれなり。又同一の人に於いても、時により

て大に變ず、疾病に際しては、健康の欲望強く、貧苦に陥れば、富の欲望切なるが如し。故に欲望の強度は、客觀的に存するものにあらずといふべし。

一定の瞬間に、唯一箇の欲望のみ起こることなきにあらずと雖も、多くは一の欲望の起こる時は、同時に數種の他の欲望も起こりて、互に競争するものなり。而して競争の結果、強き欲望が勝を制して實行に現はれ、若し其の數種が、強度に於いて全く同等なる時は、互に相制して、遂に何れも實行に現はれずして止むべし。これ欲望競争の自然の状態なり。斯かる自然の状態は、兒童又は無教育者の心中には起こる者なれども、常識

考慮

ある成人に於いては、其の競争は、通常考慮と稱する自覺作用によりて、支配せらるゝものとす。即ち數箇の欲望心中に起こりて、互に競争するに當たり、其の孰れが自己の力、よく之を實行し得べきや否やを考へ、而して之を實行すべき手段方法如何んを慮り、且つ之を實行するに於いては、自ら其の責任を負はざるべからざることを自覺する等の心的作用を稱して考慮といふ。

斯く考慮したる結果、今方きに競争しつゝある多數欲望中の一が、實行に適應せりと認められたる時は、直ちに實行の選に當たり、他は、皆落選す、之を選擇といふ。

選擇既に行はれて、愈、實行せられんとするを決定とい

選擇

決定

意志の定義

ふ、即ち考慮は選擇の豫備にして、決定は選擇の結果なり、故に意志とは一定の瞬間に起これる多數欲望に就き、考慮し選擇し決定する心的作用なりと定義すべきものなり。

意志の自由

意志は多數欲望に就き、考慮、選擇、決定し、茲に行爲と稱する動作は起こるものなるを以て、意志が道德上の問題となるべきこと明かなり。意志は欲望中の何れかを自ら選定す、故に意志は自由なりといふ、此の自由は、人間特有のものにして、動物には此の自由なく、衝動、本能の儘に動作するものなり。然りと雖も、意志も亦故なくして發動するものにあらず、意志をして發動せし

動機とは何か  
感情の二種

むるものあり、之を動機といふ。是の故に道德上の問題は、結局此の動機に歸せざるを得ずとせらる、然らば則ち、

第十三節

動機とは何か。抑、人には二種の感情あり、一を自己的感情といひ、他を社會的感情といふ。自

己的感情は、自己的意志の動機を成し、社會的感情は、利他的意志の動機を成すものなり。此の感情と欲望の目的物の觀念とが結合して、以て意志を發動せしむる所の動機と成る。然れども動機を最も狹義に解して、單に右の感情を以て、動機となすものあり、又最も廣義に解し、欲望、考慮、選擇、決定を以て動機となし、而して此

の考慮中には、行爲の結果に關する、十分なる豫想をも包含すとなすものあり。

動機を成す所の感情及び觀念にして善なれば、意志も亦善に動き、若し悪なればまた惡に動く。故に行爲の善惡は動機の善惡によりて定まるを以て、動機は道德問題の歸する所とす。斯かるを稱して動機論といふ。此の動機論に反して結果論あり。此の論旨に従へば、行爲の善惡は、行爲の結果によりて決すべし。動機如何に善なるも、結果にして若し惡ならば、其の行爲を善といふべからず。衷心他人の爲めにせんとする動機に出でたる行爲も、自然界及び人事界の多岐複雑なる

動機論

結果論

爲め、必ずしも其の結果は他人の爲めとならず、却りて其の不爲めとなることなきにあらず。若し結果にして、他人の不爲めとならば、其の行爲は善なりといふを得ざるべし。

然れど又結果だに他の爲めとならば、動機は縦しや惡なるも可なりといふを得ず。例へば甲乙二人あり、共に百圓を寄附して貧民を救助し、其の結果全然相同じとせんも、甲は衷心貧民に對する同情よりして百圓を寄附し、乙は貧民には更に同情する所なきも、他の關係上、止むを得ずして之を寄附し、甚だしきは此の寄附を餌として、以て私利を釣らんとせるものとせば、單に結

果の相同じきを以て、道德上の價值も、亦相同じとする  
ことを得べけんや。

是を以て動機又は結果の一方のみによりて、行爲の道  
德的價值を評定すべからずと雖も、然も動機善にして、  
結果の惡なること稀なるよりは、動機惡にして結果の  
善なることは更に稀なり。又稀には結果の善なるも  
の。あるべければ、動機の惡なるを咎むべからずとは言  
ふを得ざれども、稀に結果の惡なることあらんも、動機  
は必ず善なるべしと言はざるを得ず。されば動機先  
づ善にして、結果も亦之に副ふものたらしめ、以て善の  
全からんことを期せざるべからず。教育上感情を修

善の全きもの

品性とは何  
か

養して高尚ならしめ、知識を啓發して善惡の觀念を明  
瞭ならしめんとする所以は、又動機をして善ならしめ  
んと欲するにあるなり。  
道德上動機の關する所敘上の如しと雖も、然も之を以  
て、尙ほ道德的評價の最終對象とすべからず、況んや結  
果を以て其の最終對象とせんことをや。然らば即ち  
其の最終對象は果たして何か、曰はく品性これなり。  
**第十四節** 品性とは何か。品性とは、習慣となりた  
る、意志の一定の傾向にして、箇々の意志及び行爲を支  
配するものなり。善事を欲望し、善事を意志し、善事を  
行ふこと屢なれば、善を爲すの習慣は成るなり。斯く



善品性  
惡品性

の如き習慣性を善品性、又は道德的品性といふ。之に反する悪習慣を惡品性といふ。習慣即ち品性の形成せらるゝ時は、個々の意志は、之によりて其の方針を決定せらる。故に道德的品性を有する人即ち善人と雖も、時に或は不良の欲望、心中に萌すことなきにあらざるも、意志は之をして、他の善欲望と競争するを許さず、況んや之をして、考慮の範囲に入らしめんことをや。惡品性を有する人即ち惡人と雖も、時に或は善なる欲望の心中に發するなきにあらず、然も他の多くの惡欲望の強き者ありて、之と競争するを得ず、縦しや考慮の範囲には入ることあらんも、實行の選に當たること能

惡人

善人

品性の成立

はず。是を以て平素の行爲を観れば、其の人の品性を察知するを得べし。但し善品性の人と雖も、固より過ちなきを保せず、又惡品性の人と雖も、稀には稱すべき行爲あり。故に一二の行爲を観て、其の人の品性を速斷すべからざるや、又論を俟たざるなり。品性に天稟なしといふ、蓋し如何なる氣質の人といへども、陶冶して道德的品性の人とならざるものなければなり。抑、品性の成立を、心理上より考察すれば、當初は甚だ微弱にして、他の欲望と競争すること能はざる如き欲望と雖も、努めて之を決行すること屢なるときは、次第に其の強度を増し、遂には之に匹敵すべき強度

の欲望なきに至るのみならず、其の起るときは、意志は又直ちに他の欲望を抑制し、殆ど考慮、選擇等を用ひずして、之を決行するに至る。斯かる状態を稱して、習慣となりたる意志の傾向といふ。例へば幼兒が晨起の後、顔を洗ひ口を漱ぎ、父母に禮して、朝食をなすが如きも、當初は朝食せんとする欲望盛んにして、盥漱の如き禮儀の如きは、之を爲さんとする欲望皆無なれども、毎朝盥漱せしめ、禮儀をなさしむる時は、遂には晨起後直ちに彼れの爲さんと欲する所のものは、先づ盥漱次ぎに禮儀にして、之を措きては、朝食せんと欲せざるに至る、況んや其の他の事を欲せんをや。これ盥漱及

意志の記憶

道德的品性

び禮儀が、晨起といふ一定事情の下に於いて、又は此の事情に伴ひて、必ず行はるゝ習慣となりたるものなり。斯くの如く同一事情の下、又は同一事情に伴ひて、必ず常に同一の行爲に出づるを、意志の記憶ともいふ。

**第十五節 道德的品性。** 意志の記憶なくして、内外雑多の印象の起るあれば、之に従ひて行爲を二三にするものあり、之を稱して無品性といふ。又箇々の悪行爲の多くが、意志の記憶によりて、常に行はるゝ如き人を、悪品性の人といひ、之に反して、箇々の善行爲の多くが、意志の記憶によりて、常に行はるゝ如き人を、道德的品性の人といふ。然り而して其の所謂善行爲とは

主義

何か、他なし、社會の彙倫的規則に適へるものこれなり。何人も當初は、此の規則に盲目的に服従するものなること、叙上の例に於ける兒童が、何故晨起の後、先づ盥漱すべく、次ぎに父母に禮すべきかを知ることなく、只、然かすべしと要求せらるゝが故に、然かするに過ぎざるが如きのみ。斯くて世に善行爲と稱せらるゝものを爲し、悪行爲と誹らるゝものを避くるの習慣次第に成り、同時に良心即ち道德的意識も、亦次第に發達するものなり。良心の發達に伴ひ、彙倫的規則即ち道德律に對する自覺も、亦次第に明確となりて、所謂主義となるものなり。主義とは意志を支配し、且つ常に實行せら

道德的品性の定義

品性陶冶

るゝ所の知見なり。是を以て道德的品性とは、習慣の結果、道德的知見即ち主義が、道德的意志を支配して、同様の事情の下に於いては、常に同様の行爲に出でしむる状態なりと定義するを得べし。

斯くの如くして、吾人の意志及び行爲は、品性によりて支配せられ、隨ひて品性に適はざる動機も欲望も、意志を動かすこと能はざるが故に、品性は道德上の最後の問題、即ち行爲の道德的評價の最終對象とせらる。これ道德上、品性陶冶の重要視せらるゝ所以なり。品性陶冶とは、道德的知見を研修して、愈、高上ならしめ、意志を修鍊して、愈、忠實に知見を實行すべきものたらしむ

るをいふ、換言すれば、道德的知識をして、愈、高上ならしむると共に、勇往邁進、之を追求して息まざる堅固の意志を修練するをいふなり。如何に高上なる道德的知識ありとも、其の實行せられざる限りは、之を主義といふことを得ず。主義は意志及び行爲を支配して、之に一定の特色を與ふる、品性の至大要素なり。

#### 第四章 道德上の責任

道德上の責任の歸着

第十六節 道德上の責任の歸着。 道德上の最後の

問題、即ち道德的評價の最終對象は、品性なること叙上の如し。然るに品性は元來習慣に成りたる意志の傾向にして、之によりて行はるゝ行爲は、一の習慣的行爲たるなり。習慣的行爲は、往々無意的に行はるゝが故に、選擇の自由なし、故に品性によりて決定せらるゝ意志行爲は、此の自由を缺くを以て、隨ひて道德上の責任なしといふものあり、これ茲に之を辯ずるの必要ある所以なり。

抑、良心といひ品性といひ、常に發達しつゝあるもの、即ち發達の過程にあるものにて、決して靜止的のものにあらずること、上來論ずる所によりて明かなり。而し

品性と意志との關係

て品性は有意的動作の反復せられたる結果なるが故に、元來意志によりて決定せられたるものといふべく、斯くて品性の成りたる後は、意志は又之によりて決定せらるゝものたるなり。此の關係は、一見矛盾の觀あれども、然も決して矛盾にあらず、却りて生長發達の定則ともいふべきものなり。植物は其の生長の毎瞬間、其の前形状(人の品性に比すべし)によりて決定せらるゝと雖も、然も又新芽(人の意志行爲に比すべし)は、植物の將來の生長に、新形状を與へて、以て之を決定しつゝあるものなり。植物に於いては、此の決定するものと、決定せらるゝものとは、共に自ら之を意識せざれども、人

は自己が之を決定し、又決定せらるゝことを意識するものなり。されば品性の下にありても、意志は尙ほ自由を有し、品性其のものをも改進せしむ。況んや品性によりて決定せらるゝ箇々の意志も、一派の論者の言ふが如く、全然器械的に働くものにあらずして、尙ほ自由を有するものなるをや。又縱令全然器械的に働くものとせんも、斯かる堅固なる習慣を成す迄には、意志の努力を要したること多大なるが故に、此の習慣を成したる責めは、意志又之を負はざるべからず。道德上の責任問題よりして、意志は自由なりといひ、又意志は必然なりといふ、哲學者間の論争あり。意志は

定道説

非定道説

絶對的に必然なりと説くを定道説といひ、意志は絶對的に自由なりと説くを非定道説といふ。必然論者は謂へらく、意志は必然なり、自由にあらず。例へば甲乙の二欲望に就き、甲を選びて之を實行せりとせば、斯くせざるを得ざる事情ありて、之を選び之を實行せるものなり。「せざるを得ざる事情」の下に、之を爲すは、これ必然なり。意志は必然なりと雖も、又之が爲めに責任なしといふにあらず。由來責任とは、法律上の概念なり、法律に於いては、行爲を起したる原因如何んに拘はらず、之が責任は、行爲者之を負はざるべからず。例へば茲に人あり、虚言を吐きて他人に損害を蒙らしめ

たりとせば、其の虚言を吐きし原因如何ん、虚言者の品性如何んに拘はらず、其の責任は、虚言者之を負はざるべからざるものなりと。

カントは自由論者の巨擘なり。其の意に謂へらく、茲に虚言者ありとなし、其の虚言を吐く所以を研究せしに、彼れの天性と彼れの教育と、其の宜しきを得ざりしに在り。必然論者の見地よりすれば、此の虚言に對する非難は、虚言者其の人の受くべきものにあらずして、此の人の天性と教育とが、之を受くべきものならん。然れども實際に於いては、然らず、道德上の非難は、必ず虚言者其の人に加へらる。其の然る所以は何ぞや。

曰はく理性の尙ほ其の人に存するを以てなり。人は如何に不幸なる天性を稟け、不良なる教育を受けたるにもせよ、尙ほ理性を失ふものにあらざるを以て、此等を取捨選擇して、自ら一の品性を作る能力を有す。虚言を敢てするが如き品性を成せるは、要するに彼れ自らの罪なり、道德上の責任の基く所は此に在りと。且つ夫れ虚言者は、其の習慣又は品性の結果、虚言を吐くを餘義なくせられたりとせんも、斯かる不良の習慣又は悪品性を馴致したるは、其の意志の然らしむるものなるを以て、虚言の責任は、即ち其の意志に歸せざるを得ず。然り而して其の意志は、固より其の人の意志

## 意志と自我との關係

なり、他人の意志にあらず、否、意志即ち其の人なり、故に虚言に對する責任は、畢竟虚言者其の人に歸するものたるなり。

**第十七節** 意志と自我との關係。意志は自由なりと雖も、極端なる非定道説の論ずるが如く、絶對的に自由なるにあらず。意志にして若しも絶對的自由ならんには、之に一定の法則あるを許すべからず、意志に一定の法則なく、隨ひて心に法則なからんか、心理學と稱する科學は成立すること能はざるなり。これ科學的心理學者は、心理學上、自由意志を否認する所以なり。然り、意志は無法則即ち絶對的自由のものにあらず、一

定の法則によりて支配せられ、之によりて發動するものなり。意志の選擇は自由といふこと、既に其の法則たるなり。意志が考慮し選擇し決定すといふは、これ意志の法則たるなり、此の法則に従ひて考慮、選擇、決定す、此の間に尙ほ意志の自由は存するものなり。これ人類が、他の自然界の事物と異なり、外より制せられて、器械的に動作するにあらず、自裁的、自斷的に活動する自由を有する所以なり。

然り而して意志の自由は、固より自我の自由に由來す、即ち意志の自由は、我れ自らの自由なり。蓋し意志は欲望の目的物を得んことを意識しつゝ、活動する所の

自我なり。是を以て道德上の責任は、結局自我即ち行為者自らの負ふ所たるものなり。

### 第五章 自我及び人格

自我とは何か

自我

第十八節 自我とは何か。「我れは知る」「我れは感ず」「我れは意ふ」「我れは行ふ」といふ「我れは主觀的にして、之を主我といふ。又我が知識」「我が感情」「我が身體」「我が手足」「我が父母兄弟妻子」「我が衣服」「我が家屋」「我が藏書」といふ時は、此等「知識」「感情」「身體」「手足」「父母兄弟妻子」「衣服」「家



客我  
自我

大我  
小我

屋、藏書等は「我」の客觀にして、之を客我といふ。此の主我と客我との渾融したるもの即ち自我なり。主我は自我の本性にして、客我は其の屬性なり。又我が郷黨、我が郷里、我が民族、我が國、我が世界といふ時は、此等「郷黨」「郷里」「民族」「國」「世界」等は、「我」の屬する所にして、「我」は其の一部分、又は一成員なり、斯かる「我」を社會我といひ、民族我といひ、國家我といひ、斯かる「我」の最も大なるを大我といふ。大我に對して、各個的なる自我を小我といふ。

本性なる主我と、屬性なる客我とは、密接不離のものにして、互に相須ちて自我を成すこと、例へば經と緯と相

客我の三要素

須ちて布帛を成すが如し。ゼームスは客我を三類に區別して、物質的客我、社會的客我及び精神的客我とし、身體、衣服、家屋、父母、兄弟等皆これ物質的客我なりとし、社會的客我中には、名譽、不名譽、好評、惡評等をも數へ、精神的客我とは、意識の諸狀態、心的傾向等總べてを合せて之を稱すとせり。

斯くて客我は經驗的なり、故に之を経験我といひ、之に對して主我は純粹性なり、故に之を純粹我といふ。經驗我は意識せらるゝ事物中の一なり、純粹我は常に意識する所のもの、即ち意識主なり。ゼームスは其の科學的心理學の見地よりして、之を意識主といはず、意識

の経過状態其のものとなし、謂へらく、哲學者は、意識の経過状態の背後に、一種の恆久的實在者、即ち主事者を立て、之を意識主となし、意識の経過状態は、此の實在者の掌る所と假定す、靈魂といひ、超越的自我といひ、又精靈といふが如きは、皆此の實在者の別名に外ならずと。由來科學的心理學者は、身體的生活の外、別に心と稱する不可測的の實在を認めざるが故に、自我其のものも、單に之を意識の経過状態に外ならずとするのみ。然れども彼の良心を以て、經驗及び教育によりて、發生するものとなす經驗論の非なるが如く、單に意識の経過状態其のものを以て、主我となすことも、亦非とせざる

主我は活動の主體なり

主我の要素

諸性能の潜在

恆久

を得ず。人には經驗我即ち客我の主たるべき、純粹我即ち主我あることを認むるを以て妥當とすべきなり。之を要するに、主我即ち實在的自我は、吾人の心身一切の活動の主體なり。而して主我は潜在的諸性能を有し、恆久にして且つ自由なり。主我は各種の性能を包藏す。主我の包藏する諸性能は潜在的なり。此の潜在的性能は、經驗、教育及び修養によりて啓發せられ、發展す。これを客我となす。主我は恆久なり、故に時々刻々に變化進展する客我に伴ひて變化することなく、常に同一不變にして、客我を統制す。身體的客我は、身體の成長又は老衰、或は健康又は

自由

病弱等、身體其のもの、變化に随ひて變化し、精神的客  
 我も、亦思想感情等の時々、變化に伴ひて變化す、其の  
 他の物質的及び社會的客我も、固より其の環境對象の  
 變化に随ひて變化するものなり。客我の斯く變化し、  
 進展するに拘はらず、屹然其の間に立ちて變化するこ  
 となく、常に同一にして、且つ變化進展する客我を統制  
 する所以は、即ち主我の恆久なるに在り。主我は自由  
 なり、是を以て客我以外、別に想像を構成す、別言すれば  
 主我は經驗に束縛せらるゝことなく、却りて之を資料  
 として、經驗以上の心象を、自由に描出するものなり。

人格とは何  
か

第十九節 人格とは何か。人格とは人の人たる資

理性

格なり。人格の觀念を始めて明瞭にせしはカントな  
 り。カントに従へば、人格とは人類の本領にして、自然  
 界の機械的規則に拘束せらるゝ事なく、自己の理性を  
 自由に發揮するところなり。抑、理性とは認識的能力  
 なり、認識の整理的原理なり、又は一定の規則を認識す  
 ること、これ原理にして、此の原理を有する能力即ち理  
 性なりとす。而して此の能力の行動するもの、之を實  
 踐理性とす、即ち意志なり、故に意志は原理に従ひて行  
 動する所の能力なりとす。カント謂へらく、意志即ち  
 實踐理性を有するものは人格なり、人格を有するもの  
 は人類なり。物件は相對的目的を有す、故に相對的價

## 人格の平等

値を有す、然るに人格は絶対的目的なり、即ち自家目的なり、故に絶対的價値を有すと。斯かる哲學上の見地より見る時は、人類は皆人格を有す、これ哲學上、人格は萬人平等なりといふ所以なり。

蓋し人格は固より自我を前提す、而して主我が包藏する潜在的諸性能中、理性は最も貴重なるものにて、悟性及び感性と同じく、經驗、教育及び修養を俟ちて發達するものなり、故に經驗我なり、客我なり、自我の本性に對する其の屬性なり。惟ふに倫理的、人格は、萬人必ずしも平等ならず、然り、自我の諸屬性の發達如何んによりて、萬人萬様なり、高上なる人格といひ、卑劣なる人格と

## 人格の差別

いひ、又人格の完成といひ、人格の修養といふ類の人格は、皆此の倫理的、人格を意味す。萬人平等なる人格中に、高低の差異あるべからず、又完成不完成の相違あるべからず、特に修養を要することあるべけんや。哲學的にいはず、獨り人格のみならず、生命も亦萬人平等なり、吾人は萬人平等の意味に於いて、他の生命を尊重する如く、又萬人平等の人格をも尊重すべきのみ。醉生的生命と雖も、之を尊重するが如く、卑劣不完成の人格も、亦同様の意味に於いて尊重するのみ。然も國家社會に萬鈞の重きを有する生命と、醉生的生命と同一視すべからざる如く、萬世の師表と仰がるゝ人格と、卑劣

人格の要件

なる。人格とは之を同一視すること能はざるなり。  
 倫理的人格の必要條件は、第一自己同一の自覺、第二自  
 己も人なりとの自覺、第三活動の目的に就きての自覺、  
 第四活動の自由等とす。

自覺

之が説明を爲すに當たりて、自覺とは何か、先づ之を説  
 明せざるべからず。自覺又は自己意識、或は單に自識  
 といふ。人の始めて生るゝや、殆ど全く意識なし、其の  
 漸く發現するに於いても、最初は客觀的意識のみにて、  
 主觀的意識、即ち自己に對する意識は未だあらざるな  
 り。エンジエルの説に従へば、兒童が客觀世界を、人と  
 物とに區別するを得る頃より、漸く自己に對する意識

自己同一の自覺

は、發現し始むるものゝ如し。兒童は先づ物と人とを  
 區別し、尋いで人と自己との區別を爲すに至る。是を  
 以て自己意識は、其の成立上、又最初より社會的のもの  
 なり、即ち自己以外に人ならんには、自己意識も亦發  
 現することなかるべく、自覺なかるべきなり。

自我は恆久なること既説の如し、故に自己は常に同一  
 なりと雖も、然も自己の同一なることを自覺するは、精  
 神が一定の發達をなしたる後にあらざれば能はず。  
 嬰兒は母の乳にても、又は他人の乳にても、最初は無差  
 別に之を哺むものなれども、其の後久しからずして、母  
 の乳にあらざれば、決して哺まざるに至る。これ嘗て

屢乳を與へたる母と、今將さに乳を與へんとする他の人とは、同一にあらざることゝを認むるの致す所なり。既に此不同を認む、然らば則ち之を認むる主體は、嘗ても今も同一ならざるを得ず。然りと雖も斯かる客觀上の不同を認むることは、下等動物も之を能くす。人類は進みて此の不同を認むる已れは、嘗ても今も同一なることを認むるを得るに至る。但し幼兒に於いては、尙ほ此の已れを、其の身體的客我に歸す、詳言すれば幼兒は、嘗ての我が身も、今の我が身も、發育上に多少の相違あれども、然も別者にあらずして、同一なりと認むるのみ。若し夫れ客觀的なる我が身體以上の已れ、即ち

自己も人なり  
との自覺

主觀的なる自己が、嘗ても今も同一なりと自覺するを得ん爲めには、更に一段の精神發達を要するなり。自己も人なりといふ自覺は、自己以外の人を認めて、然る後に起る所の自覺なり。若しも絶海孤島に於いて、單獨に成長し、自己以外に人あるを知らざる者ありとせば、斯かるものには、自己も人なりといふ自覺は、遂に起こらざるべけん。故に此の自覺は、彼れ他の者も人なりといふ認識に對して起こるものなること、多く辯ずるを要せざるなり。然れども我れも人なりとの自覺には、又高低其の階段種々あり、兒童が自己の形體の他の人に等しきを以て、我れも人なりと許す如きは、其

の最低段の自覺といふべく、舜何人ぞ、予何人ぞ、爲す所  
有る者は、亦是くの若けん」といふ顔氏の自覺の如きは、  
高き階段の自覺といふべきなり。

凡そ活動には、自覺の存すると否とに拘はらず、必ず目  
的ある者なり。彼の衝動に出づる動作の如きは、生活  
の大目的を有するものなりと雖も、然も嬰兒は之を自  
覺することなし。其の成長するに従ひて、漸く活動の  
目的は自覺せらる。兒童の遊戯の如きは、無意味に活  
動するもの、如く思ふ者あれども、然も其の遊戯は、必  
ず自覺せらるゝ目的ありて、之を達せんとするものた  
るなり。兒童遊戯の目的は、自由に自ら描きたる想像

活動の目的の  
自覺

なり、故に之に對する自覺も亦極めて深く、隨ひて之を  
實現せんとする活動努力も、亦甚だ活潑なるは論を俟  
たずと雖も、尙ほ彼等は、此の想像せる目的の實現の爲  
めのみならず、寧ろ活動其のものに直接の興味を以て  
活動す、想像せる目的は、必ずしも彼等の活動の第一目  
的にあらず、然り、殆ど常に其の第二目的たるものなり。  
是に由りて之を觀れば、天真爛漫なる兒童の遊戯は、人  
生の眞味を語るものといふを得ん。而して成人の活  
動は、一舉手一投足と雖も、必ず自覺せられたる目的あ  
り、又實にこれあらざるべからざるものなり、若しもこ  
れなからんか、これ機械的動作にして、牛馬の動作と選

活動の自由

む所なきものなり。

活動の主體たる主我は自由なり、故に人格的活動は、亦皆自由なり。理想の構成自由なり、目的の設定自由なり、況んや之を實現し、之を達せんとする活動をや。抑、行爲即ち意志の發動より生ずる動作に二様あること、既に第十一節の條下に之を説けり、即ち當然外部に表はるべき動作をして、表はれしめざる消極的動作と、意志の向ふ所に従ひ、外部に表はるゝ所の動作、即ち通常行爲と稱する積極的動作とこれなり。又自覺せる目的を達せんとする爲めには、之を達するに適せる活動をなす爲め、之に適せざるものを抑止せざるべからず、

活動の統一

自由と心身の健全

例へば健康を進むる目的の爲めには、嗜好する飲食物をも斷ちて、苦き薬餌を服用し、勉學の目的を達する爲めには、睡眠をも制限し、雑念をも排除して、一意勉學するが如きこれなり。之を心身活動の統一といふ、而して之をして然らしむるものは、又活動の自由なり。

然り而して活動をして眞に自由ならしむべき爲めには、心身兩ながら健全ならざるべからず。身體にして若し病弱なる時は、之を支配すべき精神は、却りて病軀の爲めに支配せられて、其の自由を失ふべし。加之精神の諸性能、即ち知情意の發達に偏頗ある時も、亦眞の自由は得難きものなり。蓋し知識獨り發達すとも、情



法律上の人格

意の發達之に伴はざる時は、之を支配すべき知識は、却りて情意の妨害する所となり、行ふ所知る所に反するに至る。これ倫理的<sup>○</sup>人格<sup>○</sup>上<sup>○</sup>、獨り<sup>○</sup>心身<sup>○</sup>の調和<sup>○</sup>發達<sup>○</sup>のみならず、又實に知情意の調和發達の重要視せらるゝ所以といふべし。

尙ほ此に附言すべきは、法律上の<sup>○</sup>人格<sup>○</sup>なり。法律上の人格とは、法律上の權利又は義務の主體をいふ、換言すれば權利を有し、又は義務を負擔するものこれなり。故に法律上の人格中には、獨り人即ち自然人のみならず、又法によりて人格を與へられたる法人をも包含す。されば法律上の人格は、道德上の人格と、其の意義自ら

異なる所ありと知るべし。

### 第六章 道德的理想

行爲の目的

第二十節 行爲の目的。人々箇々の行爲には、大小

輕重の差こそあれ、必ずや自覺せられたる目的あるものなり。食せんと欲して食し、飲まんと欲して飲み、立たんと欲して立ち、坐せんと欲して坐する等より、仁を成さんと欲して、身を殺す等に至るまで、皆目的の自覺せられたるものありて、之を達せんと欲するに出づる

行爲にあらざるはなし。而して其の目的たる、如何に輕小のものなるにもせよ、必ずや又直接間接に、道德的意味を有せざるなし。即ち通常卑近にして、道德上、直接に善惡の評を受けざるが如く思はるゝものと雖も、間接には、必ず道德的意味を有す。例へば一日三度の食事を爲すが如きは、凡そ生きとし生ける人の常にして、倫理道德の問題とはならざるが如く思はるれど、若しも暴食暴飲をなし、或は分に過ぎたる美味珍膳に耽らば、直ちに道德上の非難を招くべく、又農夫が日々田野に立ちて、鋤犁を取るが如きも、これ農夫の常事にして、道德學の問題とならざるに似たりと雖も、彼れ若し

此の常事を怠らば、直ちに怠惰として、道德上の非難を招くべく、又若し殊に勤むる時は、勤勉として、道德上の稱讚を博すべし。斯かれば一舉手一投足の微と雖も、道德に關係なき箇々の行爲なし。斯かる意味よりすれば、凡そ自覺せられたる箇々の行爲の目的は、悉く道德的意味を有せざることなく、隨ひて道德的意識又は意志の外、別に一般的意識といひ、又意志と稱すべきものなしといふことも得べけんなり。

箇々の行爲の目的には、極めて輕小のものありと雖も、これ皆重大なる目的の階段的目的に外ならず、理想と稱し難き程の卑近なる理想のものありと雖も、これ亦

か善悪とは何

高遠なる理想の階段的理想に外ならず。縦令重大なる目的は何か、高遠なる理想は何かを解せずとも、良心の指示に従ひ、一段より一段に進むは、やがて此の重大なる目的及び高遠なる理想に接近する所以たるなり。

第二十一節 善悪とは何か。善悪とは、或る行爲又は品性に對して、道徳上より下されたる判断の評語なり。善とは良心の指示する目的に適へる行爲又は品性、換言すれば、良心の欲する所に適へる行爲又は品性を評し、悪とは之に反するものを評する語なり。グリーンが善とは欲望の對象なり、即ち之によりて、自ら満足するを以てなりといへるは是れなり。

邦語に善を「よし」といふ、由來「よし」といふ評語は、獨り善なる場合のみならず、美、吉、可等の場合にも亦用ひらる、評語なり。蓋し美の目的に副へるもの、麗はしからましと欲する心を満足せしむるものを美、即ち「よし」と評し、めでたからましと欲する心を満足せしむるものを吉、即ち「よし」と評し、然るべからんと欲する心を満足せしむるものを可、即ち「よし」と評し、之に反するものを「あし」又は「わるし」と評するなり。

抑、良心は彙倫の乳によりて育てられたるものなるが故に、其の欲する所は、必ず社會的善なり、治善なりと雖も、又自我の本性は自由なるを以て、彙倫以外の理想を

倫理的善  
心理的善

構成し、之を善と信ずることあり。治善を稱して倫理的善といふに對して、個人限りに信ぜらるゝ善を心理的善といふ。倫理的善は客觀的價値を有するものなれども、心理的善は主觀的なり、何となれば格段なる個人が、主觀的に善と評價するに過ぎざるを以てなり。然りと雖も倫理的善は、心理的善を須ちて、漸次に進歩するものなることを忘るべからず。既に第十六節の條下に於いて、品性と意志との關係を述べ、品性は意志によりて決定せられ、而して意志は又品性によりて決定せらるゝことを説き、これを生長發達の定則なりとして、植物の生長は、其の現狀態によりて決定せらるゝと

倫理的善と心  
理的善との關  
係

雖も、然かも又新芽は、植物將來の生長に、新形狀を與へて、以て之を決定するものなりと例解せしが、此の例解は、倫理的善と、心理的善との關係をも亦説明すべし。彙倫即ち倫理的善は、個人の道德的意識を決定するものなるは論を俟たずと雖も、又個人の道德的意識中に發芽せる心理的善は、彙倫將來の進歩に、新形狀を與へて、又之を決定するものたるなり。倫理的善の客觀的なること、猶ほ植物の現狀態が、客觀的なるが如し。個人の道德的意識中に發芽せる心理的善は、其の個人限りに善と認めらるゝものにて、主觀的なること、恰も植物新芽の將來の方向が、新芽其のものゝ内に潜在して、

猶ほ客觀的ならざるが如し。新芽の伸暢する方向は、大體植物の現状態によりて決定せらるゝと雖も、然も又全然之によりて決定せらるゝ者にあらず、或は新芽が其の母體たる枝に對して直角に伸暢し、又は銳角鈍角甚だしきは所謂逆芽となりて、母體たる枝と、反對の方向に伸暢することもあるなり。新芽が既に伸暢を遂げたる時は、植物全體の狀態は、又從前の狀態と同じからず、個人の懷抱する心理的善が、發して社會に容れらるゝに至れば、即ち彝倫は其の舊態を改め、倫理的善は、一段の進歩をなすものなり。植物の新芽にして、若しも植物全體の狀態、即ち其の外觀を損ずる如きものな

る時は、園丁によりて剪除せらるべく、個人の懷抱する心理的善も、發して然も社會に容れられず、却りて社會を害するものとして捨てらるゝものあるは、又免れざる所なり。彼の無政府主義の如きものは、此の適例といふべけん。同主義者は、固より之を善と信ずるならんも、社會は之を害惡として排斥するものなり。是を以て如何に自ら善なりと信ずるも、其の未だ社會に容れられざる理想を實現し、目的を達せんとすべからず。世には自ら善なりと信ずる所は、斷じて之を行へといふものあれども、こは大なる誤謬なり。蓋し倫理的善は、猶ほ現行法令の如く、心理的善は、此の法令に

對する改正意見の如し。法令如何に不備にして、其の改正意見如何に完備なるも、未だ法令の改正せられざる間は、之に反して改正意見を實行するを許さず、之を實行せんと欲せば、先づ此の意見に従ひて、法令の改正を圖らざるべからず。殊に個人の懷抱する改正意見なるものは、必ずしも完備のものにあらず、否、往々偏見なるものあり、又は全く利己的なるものもあるなり。然れども苟も改正意見あらば、或は言論を以て、或は文章を以て、之を世に發表し、先づ多數の批評を求め、輿論を動かし、依りて以て法令の改正を圖り、然る後始めて自ら之を實行すべきなり。個人の懷抱する心理的善

思想の自由と  
道德の進歩

も亦然り、苟も自ら善なりと信ぜば、或は言論を以て、或は文章を以て、之を世に發表し、或は人毎に懇説し、以て社會の多數者をして、亦善なりと信ぜしめ、遂に之を倫理的善たらしむべし。其の倫理的善たるに至りて、始めて自らも之を實行すべきものなり。思想言論の自由なる價值は、實に此に在り、また此の自由なる社會にして、始めて道德の進歩も期せらるゝものなり、但思想言論の自由は、直ちに實行の自由なりと誤解すべからず。要するに善惡の標準は、主觀的なる心理的善にあらずして、客觀的なる倫理的善なりと知るべし。故に善とは倫理的善、即ち治善に適へる行爲及び品性に對

善惡の定義

して下されたる判断の評語にして、悪とは之に反するものに下されたる判断の評語なりと定義するを得ん。個人限りに信ぜらるゝ心理的善は、行爲及び品性を判断すべき標準たらざるものなり。

正邪とは何か

### 第二十二節

正邪とは何か。善悪の評語の外、又正邪といふ道徳上の評語あり。善悪は目的に適へるや否やに關する評語なること前述の如し、而して正邪は、人の行爲及び品性が、法則に適へるや否やに關して下さるゝ所の評語なり。而して法則は元來目的に基づくものなるが故に、目的上より下す所の判断即ち善悪は、法則上より下す所の判断即ち正邪に比すれば、本原

的のものといはざるべからず。ミユイアーヘツド曰はく、目的の思想は緊要の點よりいへば、首たるものなりといへども、時間上よりいへば、法則の概念は初めに來たるものなり。之を個人に徴するも、或は國民に見るも、道徳の最初の概念は、法則によりて課せられたる行爲の種類とせらるゝものゝ如し。吾人の初めて世界に出づるや、或る法則の前に立つを發見すべし。此の法則は、自ら作りしにあらずと意識するも、然も無條件の服従を要求するが如くに見ゆるものなり。國民に於けるも亦此くの如し。道徳の最初の概念は、法則に服従することなり。且つ夫れ此の概念たる、國民の

發達上、原始の段階にのみ限らるゝものにあらず、恐くは現今の文明國民の大多數に於いて流行する觀念も、道德とは、正しき事をなすこと、或は優勝意志(神)が、人を導く爲めに設けし法則に従ふことなりとするにあらん」と。

蓋し道德的意識の、尙ほ發達過程中に在るもの、道德的品性の、尙ほ陶冶過程中に在るものは、其の發達及び陶冶の程度に従ひて差異こそあれ、彙倫的規則の拘束を蒙らずといふことなし、即ち他律的ならずといふことなし。彙倫的規則の總べてを體得して、心の欲する所に従へども、矩を踰へず」といふ境に住せんことは、孔子

の如き人を以てしても、七十にして始めて之を得たるなり、況んや其の他をや、況んや常人をや。道德的意識未だ十分に發達せず、道德的品性の陶冶未だ足らざるものに、自律を望むが如きは、却りて其の徳を賊ふの虞ありといふべし。蓋し本然論者の所謂良心や、カントの所謂理性の如く、經驗を俟たずして完全なるもの、吾人の心中に住すとせば、之に従ひて自ら律するも過ちなかるべしといへども、斯かる良心や理性の存すべきものにあらず、皆經驗教育を俟ちて、發達するものなるを以て、其の發達の尙ほ十分ならざる良心や理性によりて、自ら律するが如きは、道德上極めて危険なり。是



道德的最高理想即至善

を以て客觀的に存する彙倫的規則に契合するや否やによりて、行爲及び品性を判斷する、正邪といふ評語は、嚴密にいふときは、善惡といふ評語よりは、其の用廣く且つ大なりといはざるべからず。

第二十三節

道德的最高理想即至善

箇々の通

常行爲に對して、其の善惡正邪を判斷することは、良心の容易になし得る所にして、殆ど直覺的の如しと雖も、少しく稀有の場合に遭遇する時は、人は其の判斷に苦しみ、之が標準を求むるものなることは、吾人の屢經驗する所なり。是に由りて之を觀るも、良心は元來直覺的に判斷するものにあらず、必ず何等かの標準に依據

快樂說

して、判斷するものなることを知るべし。倫理學者が、廣く彙倫を研究したる末、最高にして萬善を總攝するものと認めたる、此の種の標準を稱して、道德的最高理想といひ、又至善といふ、即ち人生の究竟目的なり。

至善に關する研究は、倫理學上最要至高の研究にして、古來學者の最も心思を勞せし所、隨ひて其の説も亦甚だ多しと雖も、之を分類すれば、快樂說、克己說及び自我實現說の三者となすを得ん。

第二十四節

快樂說

快樂說に種々あり、倫理的快

樂說、心理的快樂說、個人的快樂說、公衆的快樂說及び進化的快樂說等これなり。快樂は人間終局の目的なれ

## 快樂說の種類

ば、人は之を追求すべき筈のものなりといふは倫理的快樂說にして、人は常に快樂を目的として動作するものなりといふは、心理的快樂說の唱ふる所なり。又人が追求する所のもの、又は追求すべき筈のものは、自己の快樂これなりとは、個人的快樂說の説く所、又人間終局の目的は快樂なり、人が追求し若くは追求すべき筈のものは、自己のみの快樂にあらずして、自他一般の快樂なりとするは、公衆的快樂說の説く所なり。個人的快樂說を利己主義といひ、公衆的快樂說を功利主義といふ。人をして環境に順應し、生命を増進せしむる行為には快樂伴ひ、之に反する者には苦痛伴ふ、而して前

者は人類の進化を助くるものにして善なり、後者は之を害するものにして悪なりと説くは、進化的快樂說なり。

又實利說といひ幸福說といふも、畢竟快樂說の別名のみ、實利とは金銀、財寶其の他生活の必需品、又は贅澤品の所得をいひ、幸福とは此等を有すること豊富にして、常に快樂を享受し得る状態をいふ。されば實利も幸福も、詮ずる所は人の快樂に歸す、故に實利說も幸福說も、亦快樂說の別名といふべきなり。

個人的快樂說即ち利己主義に就きては勿論、公衆的快樂說即ち最大多數の最大幸福を目的とする功利主義

に就きても、人生究竟の目的は、快樂なりといふを以て、非難する者多しと雖も、然も快樂とは、單に肉體的又は物質的快樂のみの謂ひにあらず、凡そ心に満足を感じ、自ら慊しとすること、これ亦快樂に外ならず。所謂善を爲すを以て自ら樂み、仁の爲めに身を殺すことも、自ら以て満足し、國家の爲めに生命財産を犠牲に供するも、自ら以て慊しとすること、これ何れか快樂にあらずらん、而して自ら樂しみ、自ら満足し、自ら慊しとすること、これ即ち個人的なり。斯かる個人的快樂は、景仰すべくして、決して輕蔑すべきものにあらず。若し夫れ衆と共に樂む公衆的快樂の如きに至りては、經世濟民の歸

趣にして、大人君子の心事とする所、國家の隆昌、國民の慶福を圖る、何れか功利にあらずらん。

然りと雖も、快樂はもと感性的のものなり、人性は感性のみにあらず、尙ほ理性と稱する、尊ぶべきものあり。快樂を人生の究竟目的とするは、感性を満足せしむるを以て、人生の究竟目的となし、理性を以て其の方便とし、從屬とするものなれば、快樂説は感性を偏重するものとして、非難せらるゝを辭すること能はず。且つ夫れアリストートルの謂へるが如く、快樂は目的にあらずして、意志遂行に、規則正しく、伴隨する所の現象なり、行爲の結果に伴ひて生ずる、一種の心調なり。されば

快樂は目的に到着せるの記號に過ぎず、若し之を享受せんことを目的として行爲せば、却りて之を享受すること能はず、縱令享受するも、豫期の如く大なるを覺えずして失望し、却りて不快を感ずべし。加之快樂は全く主觀的のものにして、人によりて同じからざるのみならず、同一の人と雖も、時處を異にすれば、又之を異にすることあり。是の故に快樂論者の所謂量の大小の如きは、到底測定すること能はざるものなり。快樂説は縦しや道德の理論としては成立すとせんも、其の實踐上には、甚だ危険なり、何となれば世間の多數者は、倫理學者にあらず、隨ひて道德の究竟目的は、快樂

## 快樂説の危險

なりといふに於いては、肉體的快樂、物質的快樂を追求して、以て道德の目的を追求するものとなし、爲めに罪惡に陥るの虞あるを以てなり。

## 克己説

第二十五節 克己説 克己とは道理に據りて、私欲

私情に打ち勝つとの謂ひなり。克己説は全然快樂説と

反對の地位に立つものなり。此の説にも亦數種あり、

其の主要なるものを禁欲説、制欲説即ち合理説とす。

禁欲説は名の示すが如く、全然欲と情とを禁止するを

目的とし、制欲説又は合理説は、之れを節制して、合理的

生活を營むべしと説くものなり。克己説は道德律を

絶對的命令となし、人は必ず之に服従せざるべからず、

## 克己説の種類

然るに欲情は常に道德律の違犯に導き、道德上の罪惡を致さしむるものなれば、人は理性に従ひて生活し、感性をあくまで抑壓せざるべからずとなす。蓋し理性は宋儒の所謂道心なり、感性は其の人心なり。カントに従へば、理性は人間の本体性にして、道德原理の由來する所なり、感性は人間の現象性にして、道德に反するものなりとす。而して理性に純粹理性と、實踐理性とあり、純粹理性即ち學理性とは、認識的能力にして、此の能力の實行に向へるもの、實踐理性即ち意志なり。純粹理性によりては、普遍的なる眞理が認識せられ、實踐理性によりては、儼然動かすべからざる、普遍的なる

純粹理性及び  
實踐理性

道德律が確立すべきものとす。カントの所謂無上命令、即ち常に汝の意志の原則が、同時に普遍法則の原理となり得る如く行爲せよといふは、これ實踐理性の要求するところなり。カントは謂へらく、斯かる命令の意識は、經驗的にあらず、本體たる自我の特性による、自我は一面には、斯かる命令を下す所の立案者にして、他面には之に服従すべき臣僕なり、此の命令は、自己が自己に對して下す所なるを以て、之を又自律的命令と名づけ、此の命令に従ひて行爲せんとする意志を、道德上絶対的善とす、即ち善意これなりと。抑欲は恣にすべからず。總べての罪惡は、之を恣にす

克己説の安全

るに基く、故に此の點よりすれば、克己説は安全なる理想といふべし。然れども欲は全然之を排斥し、禁止せらるべき者にあらず、欲は實に個人及び社會の活動原力にして、個人の發達も社會の進歩も、個人の欲あるに依らずんばあらず。欲は例へば時計の發條の如し、時計にして發條なからんか、何によりて長短二針は動き、以て時を示すことを得ん。發條の時計に必要なことと斯くの如しと、雖も、又振子或は鈎子ありて、其の發動を調節することなからんか、何によりて二針は正しき運行をなし、以て時を正示し、時計の時計たる本分を全うせしむることを得ん。理性の欲に於けるは、猶ほ振

欲と理性との關係

自己實現説

子鈎子の發條に於けるが如し。而して發條の力なかりせば、振子鈎子其の者の調節的作用も、亦何によりてか行はれん、振子鈎子の生命も、發條なき時は即ちなし。之と等しく、理性も亦欲ありて存在す、欲の絶無なる所に、理性の存することあるべけんや。制欲論者は、欲の城廓内に在る理性をして、欲を滅ぼさしめんとす、欲滅ぶる時は、理性も亦滅ぶべきことを知らずといふ反對論あるも、良に以ありといふべし。

## 第二十六節

自己實現説

快樂説は感性を以て自己の本體とし、之が満足を以て人生究竟の目的とす、克己説は自己の本體を純理となし、純理的生活を以て人

生の目的とす。快樂論者は理性を以て感性を満足すべき方便となし、克己論者は感性を以て理性の敵となす。然れども感性といひ理性といひ、共に人性の主要素にして偏排すべきものにあらず。自己實現説は又自己成就説ともいひ、完己説ともいひて、人性全體を成就し、完成するを以て目的とす。故に感性を敵として之を排斥することなく、又理性は固より之を尊重す、即ち理性をして、感性を支配し、統一せしめ、之によりて自己を保存し、自己を進歩發展せしめんことを目的とするものなり。

自己實現論者は謂へらく、自己は自愛性、同情性及び秩

自己の特性

序性を兼有す。自愛性あるによりて、人は其の身體を大切にし、其の精神の修養を努む、これ自愛的活動なり、同情性あるによりて、人は家族的、社會的生活をなし、互に相依り相扶く、これ同情的活動なり、秩序性あるによりて、人は國家的生活をなし、法律を遵守し、上下長幼の序を重んず、これ秩序的活動なり。人に自愛性あるが故に社會は進歩し、同情性あるが故に社會は結合し、秩序性あるが故に社會は紊亂せず、即ち社會の結合成り、其の進歩し、其の規律あるは、人々此の三性を具有するの致す所なりと。

且つ謂へらく、個人と社會とは有機的關係を有し、社會

自己の實現は  
社會の實現

の外なる個人なく、個人を離れて社會存せず。されば自己は社會外の者にあらず、社會の一分子としての自己なり。故に自己の實現は、やがて社會の實現なり。自己實現は個人の善にして、やがて社會共通の善なり。即ち洽善なり。一旦緩急の際、義勇公に奉じて、自己を犠牲に供するが如きは、自己の實現にあらずして、自己の破滅なれば、これ善にあらずして、惡ならずやといふものあれども、斯かる緩急の場合に於いては、自己を犠牲にするの外、又他に自己を實現すべき道あらず。加之斯かる場合に於ける自己犠牲は、個人的なる小自己を犠牲にして、社會的なる大自己を實現するものなれば、善の

自己實現説は  
個人主義にあ  
らず

現在的及び理  
想的自己

最も稱すべきものといはざるべからず。自己實現説を以て、偏狹なる個人主義と混同すべからずと。然り而して此の説に於いて實現せんとする自己は、現在的の自己にあらず、然り、現在的の自己は、既に實現しつつあるものにて、必ずしも實現の努力を要せず、實現の努力を要する自己は、即ち理想的自己なり。現在的自己は常に不完全にして、自他を満足せしむる能はずと雖も、理想的自己は完全なり、此の理想を追求し、完全の域に達せんとする努力を、自己實現の努力といふ。此の努力に堪能なるを、眞の自由といふ、欲望の奴隸たり、又は現狀に束縛せらるる者は、自己を實現し能はざ



るものなり。而して此の努力を鞭撻し、努力の方針を指示するものは即ち良心なり。良心は理想的自己の實現上、最も權威あるものなり、良心の命令は、理想的自己の命令なり。故に良心の命令に従ひ、迷情慾念の障礙を排し、勇往邁進することは、やがて又理想的自己を實現することなりとす。

## 内心の自由

**第二十七節** 内心の自由。上來至善に關する諸説

の大意を説けり。茲には内心の自由に關し、聊か説述せんと欲す。ヘルバルトは個人的道德の標型として、五箇の理念を立せり、内心自由の理念、完全の理念、好意の理念、通義の理念及び公平の理念これなり。此等理

## 五箇の理念

念の具備を以て、完全なる道德の理想とす。内心自由の理念は、立法的意志と、實行的意志との調和的關係を稱讚し、其の然らざるものを非難す。完全の理念は、意志其のもの、分量的關係を是非す、即ち小なる意志に對する大なる意志を稱讚し、大なる意志に對する小なる意志を非難す、故に此の理念は意志の愈、強大ならんことを要求す。好意の理念は、甲者の實意志と、其の心中に描かれたる乙者の假意志との關係を是非す、甲者が自己の實意志を達せしめて、描かれたる假意志を排するを非難し、甲者が自己の實意志を後にして、描かれたる假意志をして、先づ達せしむるを稱讚す。通義の

理念は、二箇の實意志が、偶然又は間接に、一物の上に會接する場合に於いて、紛争の生ぜざらんことを要求す、故に斯かる紛争なからしめん爲め、豫め各個人の行爲を規制す。公平の理念は、一の實意志が、故意又は直接に、他の實意志に會接し、之を控制して或る變化を生ぜしめ、之に依りて他を益したるを稱讚し、他を害したるを非難する者とす。而して此の五箇の理念中、内心自由の理念を以て、道德的模範概念といひ、又其の最高概念となし、他の四理念は、之に包攝せらるゝ者とす。蓋し實行的意志が、常に立法的意志なる良心の命令に従ふ時は、人は人欲の羈絆を受けず、迷情慾念の束縛なし、

模範又は最高  
概念

内心自由の貴  
重

故に其の行爲を省みて、内に一毫の疚しき所なし、之を内心の自由とはいふ。彼の政治的自由の如きは、外觀的自由なり。世には外觀的自由を享有しつつ、然も内心の自由ならざる、人欲の奴隸少からず。貧賤なるも俯仰天地に愧ぢざる、内心自由の士あり、居るに玉樓あり、出づるに輕車ありて富貴を極むるも、然も屋漏にすら愧ぢざるを得ざる、人欲の奴隸あり、法律的自由は、固より貴重なり、然れども内心の自由は、之より更に貴重なることを知らざるべからず。

内心自由の理念を又誠意といふ、蓋し實行的意志が、立法的意志なる良心に従ふとは、善の爲さるべからざ

## 誠意と自欺

ることを知れば必ず爲し、惡の爲すべからざることを知れば必ず爲さざることこれなり、爲す所爲さざる所、常に其の知る所に忠實なるを稱して誠意といふ、之に反するを自欺といふ。大人と小兒とは、其の良心の發達に、著しき相違あり、故に大人が爲したる誠意の行爲と、小兒が爲したる誠意の行爲との間には、固より高上卑近の差異ありと雖も、然も道德の價値に於いては、相同じ、何となれば等しく良心の命ずる所に従ひ、其の最良を爲したるものなればなり。往昔の世、君父の復讐をなしたる者は、獨り當時に於いて稱讚せられたるのみならず、今日に於いても之を稱讚せざるべからず、何

となれば彼れは君父の讐は、俱に天を戴くべからずといふ、當時の彛倫に基く、良心の命令に従ひ、最良を爲したる誠意の人なればなり。然れども法律によりて、復讐の禁ぜらるゝ今日、憤怒の情に驅られ、此の禁を犯して、復讐をなす者あらば、これ其の爲すべからずと知る所を爲す者にして、自ら欺ける道德上の罪人なり。故に同一の行爲と雖も、時代を異にすれば、或は稱讚せられ、或は非難せらる、而して其の然る所以は、社會の彛倫異なり、従ひて個人の良心も亦異なり、一は誠意を以て之を爲し、他は自ら欺きて之を爲したればなり。此の相違は、獨り時代の相異によりて生ずるのみならず、

誠意は善惡判  
断の最終標準  
なり

人格の實現

至善は人格の  
實現といふべ  
し

又社會を異にするによりても生ず。是を以て道德上の判断は、行爲の結果のみを見て下すべからず、行爲者の誠意に出づるか、將又自欺に出づるかを釋ねて、然る後に之を下すべきものなり。是によりて之を觀れば、古今に通じ内外に亙りて、行爲の善惡を判定すべき最終の標準は、道德的の最高概念たる、誠意なりといふことを得ん。

第二十八節 人格の實現。上來倫理上の最高理想と稱せらるゝ快樂說、克己說及び自己實現說に就き、又倫理上の最高概念と稱せらるゝ内心の自由、即ち誠意に就きて叙述せり。然れども至善は畢竟道德的人格

の實現、換言すれば其の完成に歸着すといふを得べし。人格の何なるかは、既に之を説き、其の要件として、(一)自己同一の自覺、(二)自己も人なりとの自覺、(三)活動の目的に就きての自覺、(四)活動の自由等を擧げたり。而して人格は固より自我を前提す、自我の本性は、身心活動の主體にして、發達すべき諸性能を潛有し、恆久にして、且つ自由なり。自我の本性の潛有せる性能が、社會に於ける經驗教育等によりて發達したるもの、是れ其の屬性にして、此等兩性が相俟ちて、以て人格を成すものなり、換言すれば、社會によりて孵化せられたる自我即ち人格なるが故に、人格は一面より見る時は、個人的なる

自我と社會と  
人格との關係

と同時に、他面より見る時は、社會的のものたるなり。  
 自我の本性は例へば植物の種子の如く、社會は之を發  
 芽成長せしむる氣候水土の如く、而して人格は其の發  
 芽成長せる植物の如し。種子たる自我なくしては、植  
 物たる人格の由りて發芽成長すべき理なく、又氣候水  
 土たる社會なくしては、植物たる人格の依りて發芽成  
 長すべき筈なし。同種類の種子も、氣候水土の異なる  
 所には、異なりたる成長を遂ぐ、所謂淮南に生ずれば橘  
 たるも、淮北に生ずれば枳たりといふが如し。又同一  
 の氣候水土の内に、發芽成長すとも、其の種子の種類異  
 なれば、又異なりたる植物となる、同一園内に、梅あり、櫻

あり、牡丹あり、薔薇あるは、辯ずるを要せざる所なるが、  
 同種類の種子が、同一の氣候水土の内に發芽成長すと  
 も、全然相同じき木振り枝振りのものたること能はず、  
 即ち同一園内に、同時に發芽成長して、全然相同じき木  
 振り枝振りの二本の梅なく、櫻なきなり。倫理的な人格  
 の萬人萬様なる所以も、亦斯くの如きものなり。凡そ  
 自然物中には、全然相同じき二物なしとは、博物學者の  
 主張する所なり。人も亦自然物なり、故に面貌、體格、體  
 質等、全然相同じき二人なく、思想、感情、意志等、全然相同  
 じき二人なく、隨ひて全然相同じき人格の二人も亦あ  
 らざるなり。

人格の差別と  
平等

如。上。は。差。別。の。見。地。よ。り。觀。た。る。も。の。な。る。が。若。し。又。平。等。の。見。地。よ。り。觀。ば。木。振。り。枝。振。り。の。如。何。に。異。な。る。も。梅。は。梅。な。り。櫻。は。櫻。な。る。が。如。く。身。心。の。諸。相。に。如。何。な。る。差。異。あ。る。も。人。は。皆。人。な。り。人。格。は。皆。人。格。な。り。故。に。平。等。の。見。地。よ。り。觀。れ。ば。人。格。は。萬。人。平。等。と。い。ふ。こ。と。を。得。ん。な。り。然。れ。ど。も。斯。く。の。如。き。所。見。は。倫。理。上。に。は。無。意。味。な。る。こ。と。猶。ほ。善。人。も。惡。人。も。同。じ。く。こ。れ。人。な。り。と。い。ふ。が。如。し。抑。進。步。發。達。は。即。ち。分。化。な。り。未。開。野。蠻。の。民。は。人。格。互。に。相。類。似。す。る。こ。と。恰。も。苗。代。に。發。芽。し。た。る。杉。苗。が。何。百。何。千。あ。り。と。も。悉。く。同。一。に。し。て。其。の。間。に。差。異。を。見。出。し。難。き。が。如。し。文。明。開。化。の。社。會。に。成。長。せ。る。個。人。は、

自己同一の自  
覺の發揮

人格互に相異なること、猶ほ成長せる杉の、互に木振り枝振りを異にし、容易に見分け得るが如し。蓋し發達進歩は分化にして、文明開化の社會は、分化の社會なるを以て、茲に成長せる個人は、各獨特の知能を啓發し、特性殊能を發揮するに由るものといふべきなり。人格を實現し、之を完成せんと欲せば、彼の人格の要件に注意して、其の發揮に努めざるべからず。是を以て、  
(一) 自己同一の自覺を發揮すること。抑、自覺即ち自己意識は、經驗教育によりて、漸次に發達するものなること、上に既に論ぜし所なり。而して自己同一の自覺も、兒童に於いては甚だ幼稚にして、彼等は僅かに身體

兒童に於ける  
自己同一の自  
覺

教育修養足ら  
ざるもの自  
己同一の自覺

的客我の、昨も今も同一なることを自覺するに過ぎず。精神の發達に伴ひ、身體以上の自己を認めて、其の同一なることを自覺するに至るものなりと雖も、然も兒童に在りては、尙ほ此の自覺は甚だ不統一にして、且つ甚だ不確實なり。彼等は時處を異にするも、自己は常に同一なりとの自覺を缺く、例へば學校に於いて言ひしことは、家庭に於いて責任なく、家庭に於いて爲したることは、學校に於いて責任無しと做し、所謂人格を二様にして、敢て怪しまざるが如し。之を心理學上に於いては、兒童の觀念は箇々孤立すといひ、又は單に兒童の意識は不統一なりといふ。獨り兒童のみならず、教育

自己同一の自  
覺と言行に對  
する責任

修養の足らざる成人に於いても亦然り、斯かる輩は、時處を異にすれば、言行を二三にして怪まず、他の忠告又は詰責を受けて、始めて自ら其の不都合を悟り、之を悔ゆることあるものなり。彼の群衆心理と稱し、平素謹慎なる者が、群衆の中に入れば、之と共に不謹慎なる言行を敢てし、其の後我れに還りて、始めて前非を悔ゆるが如きも、畢竟自己同一の自覺尙ほ不統一、不確實なるの致す所といふべし。自己同一の自覺に統一あり、且つ其の確實なるものは、時處の如何んに係らず、己れの言行に對して、其の責任を感じ、之を負ふの覺悟深きものなるが故に、屋漏にも愧づることなき慎獨の君子

た。る。こ。と。を。得。る。も。の。な。り。又。過。去。を。反。省。し。て。己。れ。の。不。完。全。を。知。り。以。て。現。在。を。慎。み。且。つ。將。來。の。完。全。を。圖。る。の。努。力。も。實。に。自。己。同。一。の。自。覺。の。發。揮。に。伴。ひ。て。愈。強。盛。と。な。る。も。の。な。り。

自己も人なり  
との自覺の發  
揮

人たる觀念の  
種類

(二) 自己も人なりとの自覺を發揮すること。抑人と  
いふ觀念には、高低諸種の等差ありと雖も、大體之を三  
別することを得ん、即ち人類學上の人、法律上の人及び  
道德上の人これなり。人類學上に於いては、生來畸形  
なるも不具なるも、又は白痴なるも瘋癲なるも、凡そ人  
の胎内より生れたる者は、等しく皆人たるなり。法律  
上の人とは、所謂私權の主體をいふ、故に法律上の人に

兒童又は教育  
の養なきもの  
たる自覺

は、自然人あり法人あり、而して其の自然人は、人類學上  
の人と同じく、凡そ人の胎内より生れたるものをいふ  
が故に、人類中一人の例外なく、皆人とせらるゝものな  
り。兒童又は教育なく、修養なきもの、人なりといふ  
自覺は、此の人類學上又は法律上の人を意味すること  
殆ど常なり。

道德上的人是に叙上に異なり、人を以て道德的生物とな  
し、道德的生活に缺くる所ある者は、人にして然も人に  
非ず、又は人面にして獸心とせらる。所謂人らしき人  
とは、道德上の人を意味す。自己も人なりとの自覺は、  
自己も亦道德的生物たる人なりとの自覺と知るべし。



人格崇高なる  
したる以て人と  
自覺

活動の目的に  
就きての自覺に  
の發揮

此の自覺あるものにして、始めて共に道德上の責任を  
 語ることを得べし。白痴瘋癲と評せられ、甚だしきは  
 禽獸と評せらるゝも、他の評に任じて我れは關せずと  
 いふが如き破廉耻漢は、自己も人なりといふ自覺を缺  
 如する人非人なり、人面獸心の徒なり。孔子も人なり、  
 釋氏も人なり、基督も人なり、而して予も亦人なりとい  
 ふが如き自覺ありて、始めて精進勤行、修養黽勉、以て自  
 己を向上發展せしむることを得るなり。

(三) 活動の目的に就きての自覺を發揮すること。活  
 動は生命なり、生命は活動なり。故に生命あるもの、換  
 言すれば生物にして、活動せざるものなし、若し生物に

して活動を休止すれば、即ち其の生命の終焉なり。而  
 して生物の活動する目的は、畢竟個體の生命及び種族  
 の保存に在り。斯く其の活動には、必ず目的あるもの  
 なりと雖も、生物の殆ど總べては、此の目的を自覺する  
 ことなし。人類と雖も其の幼時にありては、之を自覺  
 することなく、始めて生れたるものは、本能的又は衝動  
 的に活動するのみ。

活動の目的に二別あり、一は活動を手段として、其の結  
 果を目的とし、他は活動其の者を目的とす。例へば歩  
 行たる活動を手段として、或る目的地に達せんとする  
 が如きは前者に屬し、歩行なる活動其のものを目的と

する散歩の如きは後者に屬す。抑、有意的活動、即ち行爲には、行爲の目的の觀念ありて、行爲者の之を自覺するものなること勿論なりと雖も、道德上に於いては、殊に此の自覺の最も明瞭確實ならんことを要す、何となればこれ其の責任の繋る所なればなり。然り而して活動を全然手段として、目的を其の結果に置くことは、活動其のものに目的を置くことの優れるに如かず、何となれば活動を以て全然其の結果の手段となすは、これ活動を卑しむものにして、結果たる目的に達することを得ば、活動は其の要なしとするに至るべければなり。且つ夫れ活動其のものを目的とすといふこと

活動其のものを直接の目的に置く

も、必ずしも其の結果を蔑視すといふにあらず。彼の歩行なる活動其のものを目的とする散歩と雖も、若し其の結果が、身體上に何等の裨益する所なしとせば、誰か好んで散歩に時間を費し、筋力を消耗するものあらん、況んや裨益なきのみならず、却りて害あるべきに於いてをや。故に活動其のものを目的とすといふは、即ち活動其のものに直接の目的を置き、而して活動の結果に、間接の目的を置くの意に外ならず、ヘルバルトの所謂直接の興味を、活動其のものに有し、間接の興味を以て活動すべからずといふ意なり。良心の命令、即ち本務なるが故に、本務を行ふといふは、本務其のもの

を、直接の目的として行爲し、行爲の結果を、間接の目的とするの意なり、行爲の結果如何んを、顧みるの要なしといふ意にあらず。之に反して結果を、目的として之に重きを置き、行爲は此の目的を達する手段なりとして之を輕んずるは、これ本務を本務なるが故に行ふにあらず、本務を行ひて、結果の或るものを得んとするものにて、道德上にては、之を打算的道德又は偽道德といふ。活動を重んずる人格に於いては、活動其のものが、活動の直接目的たることの自覺を發揮するを要す。斯くて活動の目的に就きての自覺が、愈發揮する時は、身心一切の活動は、愈よく統一せらる。目的の自覺切な

打算的  
道德即  
ち偽道德

活動の  
發揮の

らずして、活動の統一を望むは、恰も河川の疏通不良なる所に、其の汎濫なからんことを望むが如し。  
 (四) 活動の自由を發揮すべきこと。自由は自我の本性に於いて、又人格の第一義なり。抑、人格は責任の主體なり、而して責任は活動の自由なる所に存す、自由ならざる活動には責任存せず。是の故に、人格的活動は、本來自由なるものとす。活動愈、自由にして、責任愈、大に、責任愈、大にして、人格愈、實現するを得るものなり。  
 人の活動は元來自由なり、故に自由に理想を構成し、自由を目的を設定す、而して之を實現し、之を達せんとする活動も、亦固より自由なり。所謂獨創を以て人格の

## 自由と眞善美

特質とする所以も亦實に此に存す。

自我の本性は自由なるを以て、經驗的なる客我に、全然支配せらるゝことなきのみならず、客我以外、別に自ら想像を構成するものなり。されば眞善美に關する想像を描くこと自由にして、依りて以て眞理を發見し、道德上の理想を構成し、調和統一せる美的生活圖を立案す。斯くて其の眞理に合致し、理想及び美的生活を實現し、以て完全界に住せんとするものなり。

彼の自覺せられたる目的を達せん爲め、之に不適當なる活動を抑止し、之に適する活動を勵行し、所謂活動をして統一せしむることを得るも、畢竟活動の自由なる

## 自由と進歩

に依る。人にして若しも此等活動の自由なからんか、獨り其の活動に對して責任なきのみならず、人生の進歩は休止して、下等動物の生活の如く、其の生活は本能的、衝動的、機械的にして、嘗て向上發展することなく、遂に完全界に達することを得ざるべきなり。自由の人生に必要なること斯くの如し、是れ古來哲人君子の自由を尊重する所以といふべし。實に自由の發揮は、人格の實現又は其の完成に關すること甚だ大なり。然れども自由を以て勝手我儘となす俗見に陥らざらんことを要す、勝手我儘を以て自由となし、傍若無人に振舞ふが如きは、これ道德の壞亂にして、人格崇高なる士

人格實現と  
諸學說

の、最も誠むる所なり。  
**第二十九節** 人格實現と諸學說。快樂論者は快樂を以て人生究竟の目的とす、これ他の非難を招く所以なりと雖も、快樂其のものは、必ずしも排すべきものにあらず、却りてソクラテスの謂へるが如く、實に望まじきものたるなり、欲望を達し、意志を遂行して、心中快を感じざるものあるべけんや。若し此の快感をも惡み、隨ひて欲を塞ぎ、活動を停止するあらば、これ生命種族の斷絶なり、天の斯の民を生じたる意に反するものなり。人生究竟の目的は、快樂に在りといふべからざれども、又苦痛に在るものにあらず、苦痛は生を遂ぐる所

以にあらず。活動其のものに直接の興味を有するは、人格的活動の常なり、而して興味とは感性の快なる状態なり。若しも活動に興味なくして、却りて苦痛のみを感ずるものならんには、人格の實現も、亦不可能たるべし。カントは自然界の機械的規則に拘束せらるゝことなく、自己の理性を自由に發揮すること、これ人格なりとなし、全然感性を排すと雖も、感性を排して、人格の實現は望むべからず、否、カントの説に反して、心情を以て人格の根柢とする學說も現はれたるなり。  
 克己論者の所謂合理的生活、即ち理性に従へる生活は、人格實現の至要條件なること論を俟たず、然も感性及

び欲望を敵視して、之を排斥するは、克己論者の偏見といふべし。感性も欲望も、之を敵視すべきものにあらず、但理性によりて之を支配し、以て放肆に至らしめず、適度を失はしめず、調和統一する所あらしむべきのみ。自己實現説の人格實現に取るべきもの多大なるは、更に辯ずるを要せず、否、自己實現説は、人格實現の一説と見るべきものなりと雖も、彼の快樂説が、往々一般人に誤解せられ、之をして罪惡に陥らしむるの虞あるが如く、自己實現といふ名稱も、亦一般人に誤解せられて、之をして個人主義又は利己主義に陥らしむるの虞あるを免れず。又彼の内心自由、即ち誠意の如きは、人格實

人格實現と  
道德的品性

現上、極めて重きをなすものなること、更に論ずるを要せざるなり。

**第三十節** 人格實現と道德的品性。人格の中心は、道德的品性なりとは、オイケンの唱ふる所なり。人格の道德的品性に相俟つこと大なるは、論ずるを要せず。品性は箇々の行爲を支配するものなるが故に、行爲の道德的評價の最終對象は、即ち品性なりとは既に説きたる所なり。然り箇々の行爲は、品性によりて支配せらるると雖も、品性は又人格によりて左右せらるゝものなるを以て、道德的評價の結局對象は、人格其のものなりといふを得ん、人格は道德的責任の主體なりといふ

人格は道德的  
評價の結局對  
象なり

人格と品性と  
の關係

所以も亦實に此に在るなり。  
抑品性は習成性にして保守的なり、人格は自由にして  
進歩的なり。遺傳と順應即ち保守と變化とが、其の宜  
しきを得る所に、健全なる進化行はるとは、進化論の教  
ふる所なり。之と等しく保守的の品性と、進歩的の人  
格と、其の關係宜しきを得る所に、人の健全なる向上進  
歩は行はるゝものといふべきなり。

人格實現と  
彝倫

第三十一節 人格實現と彝倫 人は彝倫の乳を吞  
みて育つ、其の道德的意識も、其の道德的品性も、此の乳  
を吞みて育つ間に發達し、形成せらるゝものにして、社  
會が個人を決定すといふは、彝倫の力によりて決定す

彝倫と人格と  
の關係

るものなること、亦既に説きたる所なり。意志は品性  
によりて決定せらるゝと同時に、品性は又意志により  
て決定せらるゝは、即ちこれ生長發達の定則なること  
も、既に論じたる所なるが、品性と人格との關係亦然り、  
而して彝倫と人格との關係も、亦然らざるを得ず。人  
は彝倫によりて決定せらるゝと雖も、同時に又彝倫は人  
即ち人格によりて決定せらるゝ。これ個人の進歩は社  
會の進歩に須ち、而して社會の進歩は、又個人の進歩に  
須つといふ所以なり。個人が終始彝倫によりてのみ  
支配せらるゝとせば、數千年前の彝倫は、即ち又今日の彝  
倫にして、今日の人は、數千年以前の人と異なることな

く。兩者の間に、嘗て進歩を見ざるべきこと、彼の本能によりてのみ生活する蜂蟻と敢て異なる所なかるべきなり。個人と社會とが相須ちて進歩する所以は、實に人格の自由なるものあるによる。

人格實現と我が國是

第三十二節 人格實現と我が國是。聖明なる明

治天皇は、御踐祚の當初、皇祖皇宗の神靈に、國是五箇條を誓はせ給ひたるが、こは國政の大方針なると同時に、又社會進歩、國運發展の基礎たる、人格實現の要を道破し給へるものと窺ひ奉らるゝなり。茲に其の全文を掲げて、僭越を顧みず、聊か其の義を述べんと欲す。

一 廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ

一 上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ  
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ説明の便利上、御誓文の順序を變轉して、左に其の義を述べし。

「庶民ニ至ル迄其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン



コトヲ要ス。抑、維新以前、階級制度の社會に於いては、庶民は人格を認められず、隨ひて意志の自由を奪はれ、奴隸の如く遇せられ、機械の如く扱はれ、必ずしも罪科を犯したるにあらざるも、禮を失へりと認めらるれば、武士に切り捨てられしなり。斯かる社會に處する庶民は、いかでか其の所志を遂げ、所思を發表することを得ん。實に當時は一行の爲め、否、一言の爲めに、或は生命を奪はれ、或は流罪遠島に處せられたるもの少からざりしなり。蓋し自由は人の最も欲する所、否、自由は人類の本性なり、自由を束縛せらるゝ生活の如く、倦厭すべき生活あらざるべし。故に人心をして倦怠なら

しめざらんとせば、之をして最も自由ならしめざるべからず。自由の存する所は、人心の活躍する所なり、其の存せざる所に、人格の實現は期待すべからず。故に此の條は、即ち自由の尊ぶべく、人格の重んずべきことを啓示し給へるものと察し奉るべし。

「上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フヘシ」。國民上下が、各其の所志を遂げ、其の所思を發表するを得べき自由を有するもの、即ち人格を具へたる者にして、始めて其の心を一にし、其の意を同うせしむるの必要も生ずるなり。依らしむべし、知らしむべからずとなし、奴隸の如く又機械の如く、上位者によりて左右せらるゝ庶民な

らんには、國家の經綸上、其の一心又は同意を求むるの必要あるべからず。故に此の條は、吾等臣民が、皆自由を有し、人格を有する者たることを、認めさせ給ひたるものと察し奉るを得べし。

「廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」。自由を有し、人格を具ふる多數者をして、其の心を一にし、其の意を同うせしむること、換言すれば、其の意見を歸一せしむることの爲めには、必ず之をして會同せしめ、以て其の議を盡さしめざる可らず。これ大小各種の會議を起し、公議に聞くの必要ある所以なり。若し其の會同者にして、思想言論の自由なく、人格を具へざる者ならん

には、之を會同せしめ、其の議を盡さしむるも、何の取る所あらん、其の會同は、牛羊の群集の如く、其の言議は、牛羊の鳴き聲の如く、何等の意味をも有すべからず。

「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」。人格實現と彛倫との關係に於いて既に論じたる如く、彛倫は保守的にして、人格は進歩的なり。彛倫は個人を決定すと雖も、人格は又彛倫を決定す。而して人格が彛倫を決定すといふは、人格によりて、彛倫中の陋習、換言すれば、時勢に後れたるものを捨て、時勢に適する、新良なるものを取ることなり。社會の進歩は個人の進歩に須つといふ所以は、實に茲にあり。而して何れを陋習

として捨て、何れを良風として取るべきかは、固より天地の公道に基きて決せらるべきものなり、縱令新なるものと雖も、之に基かざるものならんには、これ即ち惡にして、其の取るべからざるや論を俟たず。

「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」。知識の發達と人格の實現とは相俟つ。知識は元來人間自由意志の產物なり、本能又は衝動に支配せらるゝ、動物社會には勿論、自然の機械的規則に支配せらるゝ、野蠻人の社會にも發達することなし。而して蒙昧野蠻なる社會には、道德も發達せず、隨ひて人格の實現も亦あるべからず。知識と道德との一致は、ソクラテスの主張す

る所にして、謂へらく、善の何たるを知る人は、善に従ひて行爲せざるを得ず、何人も有意的に害惡に従ひて、動作するものなし、之に反して不徳は無知なりと。

然れども古來知識と道德との關係を論ずるもの、多くは道德上の知識を有せざれば、眞の道德を行ふこと能はずとなす。是を以て數學は、道德上には價值あるものなりや否やを疑へるものすらありしなり。然るに人格實現の見地より觀れば、數學の如き、天文學の如き、直接には道德上、何等の關係なきに似たる科學的知識も、皆此の實現に必要なり、否、凶器なる兵に關する知識も、危事なる戰に關する知識も、凡そ知識といふ知識に

して、人格實現上、重大なる價值を有せざる者なし。人格實現上、倫理道德の知識のみが必要なりと思ふものあらば、これ大なる誤解なり。されば廣く知識を世界に求むるは、人格實現上、最も必要の事といふべく、而して人格を實現するにあらざれば、國家社會の進歩發展を期すべからず、大に皇基を振起すること能はざるものなり。

壓制なる武家政治の後を承けたる明治の大御代が、叙上自由を尊重し、人格を重視する國是を定め、萬機之を以て律したるを以て、政治法律、道德、宗教、學術、技藝、農商工業等、實に駟馬も及ばざるが如き勢を以て進歩し、僅

明治の鴻業は  
人格の力によ

明治天皇の御  
盛徳

明治天皇の御  
人格

僅半世紀に足らざる歲月を以て、嘗ては世界に存在を認められざりし我が島帝國が一躍して強國の班に列し、全世界に雄視する事を得るに至り。これ實に國民上下が自由なる人格的活動をなしたる結果によらずんばならず、而して其のこれあるを得しめ給へる。明治天皇の御盛徳は、天地の大に比し、日月の明に比し奉るも、溢美といふべからざるなり。

且つ夫れ申すも畏き事乍ら、明治天皇御自身は、東西古今の史上に、曾て其の比倫を見ざる崇高偉大の人格を具へさせ給ひつゝ、又臣民の人格を認めて、之を尊重し給ひたり。是れ天皇に仕へ奉りし、大小の臣僚が、皆

人格實現と我が國憲國法

其の知遇に感激し、各其の責任を重んじ、蹇々匪躬の節を致し、所以にして、實に此の國是に誓はせ給ひし趣旨を、天皇御自身に實踐躬行し給ひしものと申すべし。

**第三十三節** 人格實現と我が國憲國法。國家の法律は、社會の安寧秩序を維持し、合同生活をして、完うせしむべき爲めに設けられたる規則なり。合同生活上必要なる規則は、獨り法律のみならず、道德律は勿論、經濟其の他の諸法則も、亦皆合同生活を完うせしむべきものなりと雖も、然も法律は他の規則法則と異なり、公力を以て、強行せらるゝものなり。是を以て法律にして、若しも個人の自由を束縛すること甚だしからん

には、人格の實現は、阻碍せられ、社會の進歩は、停止せらる。若し其の反對に、個人の自由を保障し、時勢の進歩に適したるものならんには、人格の實現を促し、社會の文明を進むる効果の大なることも、亦他の規則法則の及ぶべき所にあらず。

我が國の憲法は、五箇條の國是に基き、制定せられたるものにして、臣民の權利及び自由を保障すること廣くして且つ大なり、今左に之を枚擧すれば。

- 一、文武官に任ぜられ、其の他の公務に就くことの權利(第十九條)
- 二、居住及び移轉の自由(第二十二條)

- 三、身體の自由(第二十三條)
  - 四、住所の安固(第二十五條)
  - 五、信書の祕密(第二十六條)
  - 六、財産の安固(第二十七條)
  - 七、信教の自由(第二十八條)
  - 八、言論著作印行集會及び結社の自由(第二十九條)
  - 九、請願を爲すの權利(第三十條)
- の如し。然れども此等の權利及び自由は、法律によりて限定せらるゝものなるを以て、法律の規定如何によりて伸縮せらるゝものなることを思はざるべからず。而して其の愈伸暢する時は、人格實現上の効果愈大に

人格實現と職業

其の愈縮小する時は、人格實現上の効果愈小なるべきは、更に辯ずるを要せず。されば法律の人格實現上、影響の甚だ大なること明なりといふべし。

第三十四節

人格實現と職業

既に論じたる如く、

恆久且つ自由にして、發達すべき諸性能を潛有する自我の本性は、萬人平等なりと雖も、後天的なる倫理的人格は、萬人萬様なり、故に幼兒には人格未だ發現せず、癡癩白癡者は人格を缺如す、而して經驗教育修養等外部よりの影響と、人々の遺傳せる體質如何んによりて、人格實現上、各人各様の差異あるものなり。身體の各部極めて健全にして、よく均衡を得たるものは、自我の

各人各異の人格實現

本性が潜有する諸性能の圓滿に發達すべき、身體機能を有するものなりと雖も、然も亦經驗教育修養に缺くる所あれば、其の圓滿なる發達を望むべからざるや論を俟たず。要するに體質及び環境の一樣ならざるが爲め、各人各様の心身發達をなすこと、今更辯ずるを要せず。或るものは身體極めて強健なるも、腦髓の組織劣弱なる爲め、精神的作業の方面に、人格を發展せしむること能はず、又此の反對なるものは、身體的作業の方面に、人格を發展せしむること能はず。或は腦髓の組織極めて完全なるも、精神の門戸たる覺官の健全を缺く爲め、精神の發達は阻碍せられて、此の方面に人格を

發展すること能はず、或は覺官の特に鋭敏なるにより、特種の技能に長達し、此の方面に於いて、人格を發展するものある等、各人互に其の長短を異にするものなり。是を以て人格實現上、各人其の身體及び精神の資性に、最も適合せる學を修め、業を習ひ、之に適合せる職業を擇びて世に立ち、以て活動を逞うせざるべからず。己が資性に副はざる職業を擇ぶ時は、職業其のものに對する興味なし、興味なき職業に従ふ時は、活動も亦活潑ならず、活動活潑ならずして、其の事に成功するものあるべけんや。蓋し成功とは、事業の方面より言ふ語なり。れども、人格の方面より言へば、これ其の實現たるなり。

成功と人格實現

職業選擇の誤

彼の階級制度の社會に於いては、家職と稱して、或る職業を世襲し、其の家に生れたるものは、縱令其の職業に不適當なる資性のものと雖も、之を繼承せざるを得ず、隨ひて適才の適所を得ること能はざるが故に、人格も發展すること能はず、社會も進歩すること能はざるを常とす。明治維新以前の我が國社會は即ち然りしなり。五箇條の國是により、又帝國憲法により、階級的制度は打破せられて、今や人才登用、適才適所の社會となりしと雖も、然も尙ほ職業選擇の準據を誤るもの少からず、即ち官吏たり政治家たるの賦性なくして、徒らに弄權心の驅る所となり、官海に游泳して浮ぶこと能は

成功の誤解

ず、政治界に奔走して、蹉躓するものあり。或は工業家たり、醫師たるの天才なくして、然も工業家となり、又は醫師となりて富を得んと欲し、苦しみて其の學を修め、不適才を以て不適所に立ち、成功すること能はず、人格を實現すること能はざるものあり。世間成功の意味を誤り、單に富貴を得るを以て成功となし、之を得ん爲めには、自己の人格をも傷けて、或は權門に佞媚し、或は他を欺瞞し、或は投機事業を營み、甚だしきは正業ならざる業に従ふものあり、惑へるの甚だしきものといふべし。成功は人格の實現なり、成功は富貴其のものにあらず、富貴は成功に伴隨する副産物



富貴は成功の副産物なり

なり。故に事に成功し、人格を實現しつゝも、然も此の副産物を得ざるものあり。孔子も釋氏も基督も、其の道に於ける大成功者なり、人格を十分實現したるものなり、然も孔子は遂に遑々の間に死し、釋氏は王家に生れて、然も乞食の境涯に逝き、基督は十字架上に磔殺せられたり。此の三聖の如きは、富貴の副産物を得ること能はざりしものなり、然れども人格の實現に於いて、又其の成功に於いて、世界に比儔すべきものあるなし。人は其の特性殊能に適する職業を選び、忠實之に服し、勤儉産を治め、惟れ信惟れ義、自彊息まずして、以て之に成功し、以て人格を實現すべし。而してこれ亦富貴を得るの正道たるものなり。

本務とは何か

道德的拘束

得るの正道たるものなり。

### 第七章 本務及び徳

第三十五節 本務とは何か。道德的理想を實現し、人生の目的を達せんが爲め、各自の實行すべき務めを本務と謂ふなり。凡そ何等の務めと雖も、務めたるものには、必ず拘束の感件ふものとす。本務には善なり爲すべし、惡なり爲すべからずといふ、道德的拘束件ふ、而して此の拘束は、良心の命令的感情に出づるものなり。

り。抑、個人の良心は、元來社會の良心と稱せらるゝ、彙倫によりて決定せられたるものなるを以て、其の拘束即ち爲すべし爲すべからずといふ命令及び禁止は、やがて彙倫の命令及び禁止といふべきものなり。而して斯かる命令及び禁止の、必ず實行せらるべき爲めには、之を實行するに必要な事情も、亦必ず備はらざるべからず。故に斯かる命令及び禁止を實行することが、**實行者の本務**たる以上は、之を實行するに必要な事情の下に在らんことは、又**實行者の權利**たるなり。此の**權利の奪はるゝ所**、即ち實行に必要な事情の許されざる所には、本務は固より實行せられざるな

本務と權利

り。故に本務の在る所には、權利なかるべからず、權利の在る所には、本務なかるべからず。本務の實行は、人格を實現せんが爲めなり、否、其の實現なり、故に之が實行に必要な事情の下に在らんことは、**人格實現上**、當然享有すべき**權利**たるなり。例へば勤勉なるべしといふ良心の命令に従ひ、此の本務を實行せん爲めには、先づ勤勉なるべき事情の下に在らざるべからず、若しも病氣の爲め、又は他人の妨害の爲め、此の事情の下に在るべき**權利の奪はれたらん**には、此の本務を實行して、以て**人格を實現**すること能はざるなり。斯くて本務を實行するに必要な事情の下に在る以

本務は最良最善を盡すに在り

上は、實行し得べき最良最善を盡さるべからず。之を盡さざる限りは、本務を全うするものといふことはざるなり。例へば尙ほ盡すことを得る餘地の、己れに存するにも拘はらず、他人並の事を爲し、世間並の務めを盡したるを以て、己れの本務を盡したりとするは、これ尙ほ己れの最良最善を盡したるにあらざるを以て、未だ其の本務を全うせりといふこと能はざるものなり。更に具體的に言はゞ、己れは父母に對して、隣人よりは、よりよく奉養することを得る事情の下に在りながら、隣人並の奉養を盡したるを以て、子としての本務を盡したりとするは、未だ其の最良最善を盡したる

本務の數及び種類

本務の數

にあらざるを以て、此の本務を全うせるものにあらざるなり。

第三十六節

本務の數及び種類。本務は社會の進

歩及び個人の發達の程度に従ひ、其の數固より同じからず。未開の社會には、個人の**本務とする所のもの少**きは辯ずるを要せず、**文明の社會に於いても、個人の發達の程度低きものには、本務の數も亦少し、**兒童と成人との間に於いて、其の然るを見るのみならず、**成人と雖も、其の地位身分の進み、又は財産の増殖する等に従ひ、換言すれば其の發展するに従ひて、本務の數も亦増加するものなり。**即ち兒童は、社會に對する關係少きを

## 本務の衝突

以て、之に關する本務も少く、地位低き成人も、地位高き者に比すれば、此の關係少きを以て、本務も亦少く、財産なきものは、これを有するものに比すれば、關係する所少きを以て、本務も亦隨ひて少し。又獨身者は、配偶あるものに比すれば、配偶に關する本務なく、子女なきものは、これあるものに比すれば、子女に關する本務なきは、別に喋々するを要せず。之を要するに、本務の數は、人格の發展に應じて増加するものといふべきなり。本務の數は極めて多し、是を以て同一時限に、二以上の本務の、互に實行を要求すること、往々にしてこれあり、之を本務の衝突といふ。斯かる場合に於いて、其の執

## 本務の輕重

れを去り、孰れに就くべきか、固より其の輕きを去りて、重きに就くべきものなれども、又其の輕重を判斷すること、必ずしも易きことにあらず。何となれば本務の輕重は、人々の地位、身分、年齢の異なるにより、又男女性を異にするによりて、互に之を異にするのみならず、同一の人と雖も、時を異にすれば、嘗て輕かりし本務が重くなり、重かりしものが却りて輕くなることあり。然れども、其の輕重は、結局道德の理想、人生の目的に對して、關する所の大小によりて定まるものとす。日常生活易き本務の衝突に對しては、吾人の良心は、殆ど直覺的に孰れを去り、孰れに就くべきかを決定すと雖も、稀

有にして重大なる場合に、於いては、其の去就に惑ふことあり、平重盛の如き人と雖も、孝ならんと欲すれば忠ならず、忠ならんと欲すれば孝ならずと煩悶せしことあり、然れども又直ちに決して去就を誤らず、忠孝兩ながら全きを得たるは、これ重盛の人格の然らしめたる所といふべし。人格低きものは、本務の數も亦少しと雖も、其の間に起れる衝突に處するの道を誤まり、人格高きものは、本務の數亦甚だ多しと雖も、然も其の間に起れる衝突に處して、嘗て誤る所なし、蓋し其の時其の處に處して、本務の孰れが重く、孰れが輕きかを知り、隨ひて其の去就、取捨を誤らざるによるものなり。

本務の四種類

斯くて本務の數は、殆ど枚舉に違あらずと雖も、之を類別する時は、則ち四種類となすを得べし、第一個人的本務、第二家族的な本務、第三社會的の本務、第四國家的本務これなり。

個人的本務

(一) 個人的本務を又大別して二とす、身體に關する本務と、精神に關する本務とこれなり。飲食、運動、休憩、睡眠等を適度に節制し、健康を保ち、強壯を増進し、生命を保全する等の如きは、身體に關する本務に屬し、智能を啓發し、感情を修養し、意志を修練する等は、精神に關する本務たるなり。

家族的本務

(二) 家族的本務の主要なるものは、父母の慈、子女の孝、

社會的本務

兄弟姊妹の友、夫婦の和、祖先崇敬にして、延いては僕婢に對する憐愛等の如きものあり。

(三) 社會的本務を又大別して二とす、個人に關する本務と、團體に關する本務とこれなり。朋友の信、長幼の序の如き、格段なる個人間の本務は、個人に關する本務に屬し、協同、秩序、進歩、正義、仁慈等の如きは、團體に關する本務に屬す。

國家的本務

(四) 國家的本務は、又大別して二とす、忠君と愛國とこれなり。然れども民主共和の國に於いては、忠君なくして愛國あるのみ。又我が國に於いては、忠君愛國其の致を一にし、忠君を以て愛國を綜攝するものとす。

叙上四種の本務の外、更に自然に關する本務を數ふるものあり。此等本務の綱目の外、更に幾多の小目の別つべきものあるは、勿論なりとす。彼の小學校、中等學校等に於ける、修身教科書に載する所の各種の徳目の如きは、現時に必要な本務の大綱及び大小目を提擧するものたるなり。

教育勅語と本務

第三十七節 教育勅語と本務。教育に關する勅語は、我が國民道德の由來と、其の天地の公道たる所以とを示させ給ふのみならず、又本務の至要綱目、即ち孝友、和信、恭儉、博愛、學業の修習、智能の啓發、徳器の成就、公益世務の廣開、國憲國法の遵守、義勇奉公等を擧示し給ひ

て、以て所謂彙倫を叙てさせ給へるものなり。而して此等の本務を完うするは、即ち皇運を扶翼するの大本務を完うする所以にして、これ皇室及び國家に對して、忠良の臣民たる所以なると同時に、又建國以來、吾等の祖先が率由せし道を履行し、之を發揚する所以なるを以て、又之に對する孝順の子孫たる所以も、亦勅語に諭させ給ふ所の如し。これ我が國民道德は、忠と孝とを以て大本とすといひ、而して忠と孝とは、又其の致を一にすといふ所以なり。

教育に關する勅語に示させ給ふ本務の數は、固より本務の至要綱目を擧げさせ給ふのみにて、甚だ少しと雖

忠孝爲本

忠孝一致

軍人勅諭

戊申詔書

も、此の他軍人勅諭には、忠節、禮義、武勇、信義、質素、誠心等を示させ給ひ、又戊申詔書には、忠實業に服し、勤儉産を治め、惟れ信惟義、醇厚俗を成し、華を去り實に就き、荒怠相誠め、自彊息まざるべきを示させ給へり。而してこれ亦畢竟吾等臣民が、天壤無窮の皇運を扶翼し、祖先の遺風を顯彰發揚する所以にして、忠孝の大本に綜攝せらるるものたるや論を俟たず。

本務の進展

勅語、勅諭、詔書等に就きて窺ふも、本務は時勢の進展に隨ひて、又進展すべき所以の一端を知るを得ん。教育に關する勅語には、恭儉已レヲ持シと宣示し給へり。故に克く之を實踐せば、忠實業に服し、勤儉産を治め、醇

厚俗を成し、華を去り實に就き、荒怠相誡め、自彊息まざる本務の如きも、固より完うし得べきなれども、戊申詔書御發布の當時は、殊に此等の本務を垂示し給はざるを得ざる、社會の趨勢なりしを以て、之を垂示し給へり。又國民の品位を保ち、帝國の光輝を發揚せん爲めには、「億兆心ヲ一ニシテ、善ク遠人ニ交」はるの本務を盡すべきこと、明治三十二年、改正條約實施の際、特に詔を下して垂示し給へることもあり。故に將來我が國家社會の進展に應じて、又特に必要なる本務の加はるべきを思はざるべからず。天壤無窮の皇運を扶翼すべき、吾等臣民の大本務を完うすべき爲めの各種の本務は、必

ずしも此等の勅語、勅諭及び詔書等に示させ給へるものに限るべからずといふを得ん。又現に國定又は文部省檢定濟の小學校、中等學校に用ひらる、修身科用教科書には、勅語にも勅諭にも將又詔書にも示させ給はざる、各種の本務を掲げて、之を力説せるものあるにあらずや。

本務と至善

第三十八節 本務と至善。本務は彛倫に由來する

ものなることは屢之を説けり。而して萬善に通じ衆惡に涉りて、一貫せる道德的最高理想即ち至善も、亦彛倫より歸納せられたるものに外ならず。例へば父母には孝なるべし、兄弟姊妹には友なるべし、嘘言すべか



らず、盜奪すべからずといふ彙倫的規則ありて、而して後に之が倫理的説明あり、且つ此等總へての本務の説明に、一貫すべき道德的、最高理想は設定せられたるものなり。彼の快樂説といひ、克己説といひ、將又自己實現説といふが如きは、畢竟總へての本務を通觀して、これより歸納せられたるものに外ならず、由來本務先づありて、而して後に道德的理想生じ、道德的理想ありて、これより本務が演繹的に派生せしものにあらず。是を以て一の道德的理想が善とする所を、他の道德的理想が悪となし、其の惡とする所を、却りて善とするが如きものあることなし。父母に孝、兄弟姉妹に友なるこ

理想の相違は  
善惡の相異に  
あらず

とは、何れの理想も之を善とし、嘘言又は盜奪は、何れの理想も之を惡とす、但何故に父母に孝に、兄弟姉妹に友なることが善にして、嘘言盜奪は、何故に惡なるかといふ説明に至りては、各理想互に相異なるべきのみ。又我が皇祖皇宗は、忠孝を以て道德の大本となし給へども、孔子は仁を以て、釋氏は慈悲を以て、基督は愛を以て、道德の大本と立て、カントは理性を以て、其の根本原理となす等、其の大本となし、原理とする所異なるも、然も一に於いて善とする本務を、他に於いて惡とするが如きことなし。教育に關する勅語に示させ給へる、孝友、和信、恭儉、博愛等の諸本務は、獨り我が忠孝爲本の道

德に於いて勸獎せらるゝものたるのみならず、仁愛、慈悲を以て本と爲す道德に於いても、亦等しく勸獎せらるゝ本務たるなり。

徳とは何か

第三十九節 徳とは何か。徳は得なり、躬行して得たるもの、換言すれば習ひ得たる性なり。抑、本務には道德的拘束件ふといへり、本務は始めて之を履行するに当たりては、此の拘束の感最も強く、之を履行するに當りては、此の感次第に薄らぎ、終には殆ど之を感じざるに至る、これ習ひ得て性を成したるものにして、即ち徳なり。斯くの如くして、總べての本務を體得したる者を、道德的品性の人といひ、有徳の君子といひ、又善

徳の種類

人といふ。是を以て徳は本務を履行するによりて得られたる、善良なる品性なり、生得の性能にあらずとす。  
第四十節 徳の種類。上述の如く、徳は本務の履行によりて得らるゝものなるを以て、本務の數に應じて、又其の數あるべきものなりと雖も、又之を分類して、所謂個人的徳、家族的徳、社會的徳、國家的徳等とすべきなり。但此等は本務を履行して、外部に現はれたる徳なり、若し之を履行する内部の精神作用に従ひて分類すれば、知的徳即ち智、情的徳即ち仁、意的徳即ち勇となし、更に總攝して、誠意の一に歸すべけん。  
儒教に於いては、仁を以て徳を總攝し、或は誠を以て總

智仁勇

誠意

攝し、又は智仁勇の三達徳を立て、或は仁義といひ、又仁義禮智信といひ、希臘にては、叡智、勇氣、節制、正義の四主徳を立てる等、古來種々の分類ありと雖も、前述の如く、智仁勇即ち知的、情的、意的に徳を分類し、更に總攝するに於いては、誠意又は誠を以てすること、蓋し徳の内部的分類としては、最も當を得たるものたるべし。

## 道德

第四十一節 道德。道德といふ語は、易經に「道德を和順して義に理す」とあり、禮記に「道德を一にして俗を同うす」とあり、又彼の老子五千言の書を道德經と名づくる等、古より支那に用ひらるゝ語なれども、皆道と徳と、各別異の意味を有するものにて、道德と熟字して、一

の意味を有するものにあらず。道德と熟字して、洋語のモラル Moral の意味とするは、これ我が國の譯語なり。支那の英華字典には、モラルを正經、端正、純善、純良等に譯せるも、道德とは譯せず。

而して道に關する説に至りては、極めて種々にして、歸一する所なきものゝ如しと雖も、説文には、行く所の道なり、爾雅釋宮には、「一達之を道路と謂ふ」などありて、元來人の通行する道路の意味なるものが、轉じて人の履行すべき本務に用ひられ、之より大小、高下、種々の意味を生ずるに至りしものなるべし。親の道、子の道、夫の道、婦の道等の如く用ひし道は、親たり子たり、夫たり婦

道

たるもの、履行すべき本務を意味すること、辯を俟たずして明かなり。故に道とは本務の謂ひなりとする。を尋常にして、穩健なる解釋とやいはん。而して徳は得にして、本務を履行するによりて得る所の習性なり、道德的品性なりとは、上に述べたる所なり。是の故に道德といふ語を、モラルといふ一の意味とせず、徳と、各別異の意味を有するものとするときは、道德とは、本務及び品性の謂ひなりと解することを得ん。

新編倫理學要義

終

倫理學要義  
（定價金四拾參錢）

大正四年三月三日 印刷  
大正四年三月六日 發行  
大正五年三月二十八日 訂正再版印刷  
大正五年四月一日 訂正再版發行

東京市牛込區市谷砂土原町三丁目二十三番地

著作兼  
發行者

湯本武比古

東京市本所區番場町四番地

印刷者

朝岡平藏

東京市本所區番場町四番地

印刷所

凸版印刷株式會社本所分工場



發賣所 東京市麴町區 飯田町四丁目 電話番町一四五二番  
發售所 全國各地書林  
開發社